

令和 7 年

第 4 回西原村定例会会議録

令和 7 年 1 2 月 1 6 日

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 令和 7 年第 4 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2 月 1 6 日	火	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・村長提案理由説明</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul>	
1 2 月 1 7 日	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会</li> </ul>	
1 2 月 1 8 日	木	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（5名）</li> <li>・議案審議 (議案第 57 号～ 議案第 63 号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例</li> <li>・補正 予算</li> </ul>
1 2 月 1 9 日	金	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 (議案第 64 号～ 議案第 79 号)</li> <li>(諮問第 1 号～第 2 号)</li> <li>・発議第 8 号～第 9 号</li> <li>・委員会委報告</li> <li>・組合議会報告</li> <li>・委員会の閉会中の継続調査申 出書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正 予算</li> <li>・一般 議案</li> </ul>

# 提 出 議 案 等

(令和7年12月16日提出)

(村長提出議案)

- 議案第57号 西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第59号 西原村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 西原村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第62号 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 令和7年度西原村一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第64号 令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第65号 令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第66号 令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第67号 令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第68号 令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

- 議案第 69 号 村有財産貸付変更について
- 議案第 70 号 旧慣による村有財産の使用権の廃止について
- 議案第 71 号 西原村総合整備計画（小森辺地）を定めることについて
- 議案第 72 号 西原村総合整備計画（宮山辺地）を定めることについて
- 議案第 73 号 西原村総合整備計画（河原辺地）を定めることについて
- 議案第 74 号 財産の処分について
- 議案第 75 号 物品購入契約の締結について（庁内執務用備品購入事業）
- 議案第 76 号 工事請負変更契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期））
- 議案第 77 号 工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その2））
- 議案第 78 号 工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地排水路整備工事）
- 議案第 79 号 工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地4・5・6工区造成工事）
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（令和7年12月18日提出）

（一般質問）

- 1 番 松浦哲也君 2 番 加藤博敏君 3 番 山下一義君 4 番 坂本隆文君  
5 番 尾崎幸穂君

(令和7年12月19日提出)

(議員提出議案)

発議第 8号 西原村議会ハラスメント防止条例について

発議第 9号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

## 目 次

### 第1号（12月16日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（議案第57号～諮問第2号）	5
日程第 5 休会の件について	11
散 会	11

### 第2号（12月18日）

議事日程第2号	13
応招議員氏名	14
出席議員氏名	15
事務局職員出席者	15
説明のため出席した者の職氏名	16
開 議	17
日程第 1 一般質問	17
（松浦哲也）	17
・LPガス生活者支援金について	
・関東にしはら会の存続について	
（加藤博敏）	25
・阿蘇くまもと空港周辺の開発について	
・村のゴミ処理等について	
（山下一義）	30
・第二鳥子工業団地について	
・役場職員の管理職手当について	
（坂本隆文）	35
・大切畑ダム跡地について	
・泉力の湯跡地利用は考えているのか	

		・甘藷の基腐病について (尾崎幸穂) ……………	4 1
		・村内小中学校の体育館へのエアコン設置について ・骨髄等移植ドナー助成支援事業について ・特定健診・がん検診の受診率向上について	
日程第 2	議案第 5 7 号	西原村一般職の職員の給与に関する 条例及び西原村会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について ……	5 4
日程第 3	議案第 5 8 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処 理する事務の変更及び規約の一部変 更について ……	5 8
日程第 4	議案第 5 9 号	西原村職員の分限の手続き及び効果 に関する条例の一部を改正する条例 の制定について ……	5 9
日程第 5	議案第 6 0 号	西原村消防団の定員、任免、給与、 服務等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について ……	6 0
日程第 6	議案第 6 1 号	西原村乳児等通園支援事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例の 制定について ……	6 2
日程第 7	議案第 6 2 号	西原村税条例の一部を改正する条例 の制定について ……	6 3
日程第 8	議案第 6 3 号	令和 7 年度西原村一般会計補正予算 (第 4 号) について ……	6 5
散 会			7 4

第 3 号 ( 1 2 月 1 9 日 )

議事日程第 3 号			7 5
応招議員氏名			7 7
出席議員氏名			7 8
事務局職員出席者			7 8
説明のため出席した者の職氏名			7 9
開 議			8 0
日程第 1	議案第 6 4 号	令和 7 年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算 (第 3 号) について ……	8 0

日程第 2	議案第 6 5 号	令和 7 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について …… 8 1
日程第 3	議案第 6 6 号	令和 7 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について …… 8 2
日程第 4	議案第 6 7 号	令和 7 年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について …… 8 3
日程第 5	議案第 6 8 号	令和 7 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について …… 8 4
日程第 6	議案第 6 9 号	村有財産の貸付変更について …… 8 5
日程第 7	議案第 7 0 号	旧慣による村有財産の使用権の廃止について …… 8 7
日程第 8	議案第 7 1 号	西原村総合整備計画（小森辺地）を定めることについて …… 8 8
日程第 9	議案第 7 2 号	西原村総合整備計画（宮山辺地）を定めることについて …… 8 8
日程第 1 0	議案第 7 3 号	西原村総合整備計画（河原辺地）を定めることについて …… 8 8
日程第 1 1	議案第 7 4 号	財産の処分について …… 9 2
日程第 1 2	議案第 7 5 号	物品購入契約の締結について（庁内執務用備品購入事業） …… 9 9
日程第 1 3	議案第 7 6 号	工事請負変更契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期）） …… 1 0 0
日程第 1 4	議案第 7 7 号	工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その 2）） …… 1 0 3
日程第 1 5	議案第 7 8 号	工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地排水路整備工事） …… 1 0 3
日程第 1 6	議案第 7 9 号	工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地 4・5・6 工区造成工事） …… 1 0 3
日程第 1 7	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて …… 1 0 6
日程第 1 8	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて …… 1 0 6
日程第 1 9	発議第 8 号	西原村議会ハラスメント防止条例に

	について	107
日程第20	発議第9号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について	108
日程第21	委員会報告について	108
日程第22	組合議会報告について	110
	・益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会	
	・熊本県後期高齢者医療広域連合議会	
	・阿蘇広域行政事務組合議会	
日程第23	委員会の閉会中の継続調査（審査）申出について	112
閉会		113
署名		115

第 1 号 (12月16日)

## 令和7年第4回西原村議会定例会会議録

令和7年12月16日、令和7年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和7年12月16日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（議案第57号～諮問第2号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

- |      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 山 下 圭 介 君 |
| 2 番  | 加 藤 博 敏 君 |
| 3 番  | 松 浦 哲 也 君 |
| 4 番  | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 5 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 6 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 7 番  | 中 西 義 信 君 |
| 8 番  | 山 下 一 義 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 西 口 義 充 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	中村賀一君
総務課長	堀田隆二君
総合政策課長	堀田和也君
教育課長	秋吉蘭子君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	廣瀬太君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	村上文英君
住民福祉課長	小栗優君
保健衛生課長	岩下源一郎君
商工観光課長	山田孝君
保育園長	岩村智子君

午前10時00分 開会・開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和7年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、堀田直孝君、6番議員、坂本隆文君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、12月9日に行われました議会運営委員会です。本日16日より19日までの4日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。よって会期は、本日16日より19日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣についてを報告します。

10月10日に阿蘇地域の人々が集い、阿蘇の課題や未来について理解を深め、阿蘇の発展に資する目的で開催された第10回かたらんね阿蘇に出席しました。

10月21日に阿蘇市町村議長会主催の阿蘇市町村議会議員研修会が阿蘇市で開催され、出席しました。

10月30日に森林・林業・林産業の活性化と山村地域の振興に資することを目的とした森林・林業・林産業活性化九州大会が宮崎市で開催され、産業教育常任委員会の委員が出席しました。

11月6日に熊本県町村議会議長会主催の令和7年度町村議会広報研修会が自治会館で開催され、議会広報常任委員会の委員が出席しました。

11月7日に阿蘇くまもと空港周辺四ヶ町村議会議員研修会が益城町で開催され、出席しました。

11月28日に高森町・南阿蘇村・西原村3か町村議会議員研修会が高森町で開催され、出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 吉井 誠君 登壇 説明)

○村長(吉井 誠君) 皆さん、おはようございます。

令和7年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年も残すところ1か月を切り、年の暮れになりますと何かと慌ただしさを感じるものでございます。議員各位におかれましてはそれぞれのお立場でご活躍のことと拝察いたします。

さて、今年1年を振り返ってみますと、世界情勢の不安定化や物価高騰、円安の進行など、国内外で先の見えにくい情勢が続きました。

また、8月の記録的大雨は、県内各地に甚大な被害をもたらしました。被災された地域の日も早い復旧・復興を心よりお祈りいたします。

村内情勢につきましては、来年は熊本地震から10年という大きな節目の年を迎えます。史上まれに見る大災害から一步一步復旧・復興へ歩みを進めてきた10年でありました。残る復旧事業につきましては大切畑ダムのみとなり、年度内のダム堤体完成に向け、熊本県が工事を進めているところであり、来年4月には農業用水の供用開始予定となっています。

また、復興基金を活用し、地震の記憶と経験、教訓を後世に伝えていくための多目的震災ミュージアムの建設を進めています。

昨年度から取り組んでいます役場改修につきましては、トイレの洋式化や窓口スペースの拡大などを進めています。

いずれも村民の皆様が利用しやすい施設にしていきたいと考えております。

10月には、能登半島地震で大きな被害を受けました石川県穴水町と災害時相互応援協定を締結しました。また、11月のふれあい祭りでは、両町村の交流の第1弾として、穴水町職員の皆様の特産品販売のために出店され、ステージ上でPRをしていただく機会も設けました。協定締結を機に交流が進むことを期待しています。

今年から開始しました西原村PR大使については、歌手の飛雄馬さんに続き、そがみまこさんをPR大使に任命し、いずれも任命式の様子が新聞紙面で報道されました。全国で活躍されるお二人に西原村の名をどんどんPRしていただきたいと思っています。

国際交流の分野におきましては、河原小学校が台湾の祥和國民小学校と友好提携を結びました。河原小校区は、日本統治時代の台湾で教育に情熱を注がれた志賀哲太郎氏の両親の出身地であり、今回の提携を呼びかけるきっかけとなりました。2月にはオンラインで児童同士の交流を始める計画であり、

英語でのコミュニケーションの実践の場ともなります。

村では英語教育に力を入れていますが、今年の英検3級の合格率は、西原中学校が県内トップレベルといううれしい報告もありました。村の子ども達がますます国際感覚を養ってもらえるよう様々な機会を提供してまいります。

子育て支援につきましては、9月補正で認めていただきました村の子ども1人当たり1万円を給付する西原村子育て応援物価高騰対策臨時給付金について、現在、村内全ての子育て世帯に対しプッシュ型で給付を行っています。年の瀬の物入りな時期に活用していただき、明るく温かな新年を迎えられるよう、当初の目標どおり、年内給付を目指し頑張っております。

さて、本定例会では、議案23件、諮問2件を提案させていただきます。

まず、令和4年から整備を進めてまいりました鳥子未来工業団地の工事がいよいよ完了いたします。4区画の売却処分に係る議案を提出させていただきます。ご承認いただければ、今後、各企業に土地を引き渡し、それぞれ新たな工場建設が始まります。

先日、公募で選定した立地企業を公表いたしました。半導体関連、IT機器・食品製造、高度情報通信産業など、いずれも先端技術分野や地域産業の発展に大きく寄与する事業を展開されており、本村に新たな拠点を構えていただくことは、地域経済の活性化、雇用の創出、さらには地域の産業基盤強化に大きく寄与していただけるものと大変強く感じており、また、住民から多く要望が上がっています商業施設の誘致についても、今回の企業立地が強く後押しするものと期待しているところでございます。

このほか、国の経済対策のいわゆるおこめ券に係る交付金をいち早く事業化するために、村民1人1万円の商品券を配布する予算案を計上しています。

また、小中学校の体育館にエアコンを設置するための調査費、予算案を提出しています。

さらに、消防団団員の定年見直しと機能別団員の報酬額見直し、人事院勧告に伴う役場職員の給与改定に関する議案などを提案させていただきました。

12月を迎え、本格的な寒さがやってまいりました。議員の皆様もお体にはくれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げますとともに、村民の皆様には明るい展望を期待し新しい年を迎えられることを心よりお祈り申し上げます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案第57号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員及び熊本県の給与改定の取扱いに準じて職員の給与月額、期末手当等の改正を行う必要がございますの

で、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明いたします。

熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和8年3月31日をもって菊池市が脱退するための組規約の一部変更でございます。熊本県市町村総合事務組規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第59号、西原村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴い、分限に係る手続の対象となる処分の範囲に関し、適用範囲の拡大を図る必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第60号、西原村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

消防団体制の見直しを進めるに当たり、団員の年齢構成や活動実態を踏まえ、より持続可能で安定した消防団運営を図る必要がございますので、関係条例の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第61号、西原村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法第34条の16の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に係る基準は条例で定める事項とされ、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

議案第62号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

軽自動車税種別割の納期について、納付期限の拡大による納税者の納税環境向上並びに課税事務の効率化及び正確性の向上を図るため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第63号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,002万

7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,112万5,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第64号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,201万8,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長より説明いたします。

議案第65号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,226万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,513万6,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第66号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,016万円と定めるものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第67号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額において、収益的支出のうち営業費用19万1,000円の増額補正でございます。

主な内容を申し上げますと、本年の人事院勧告に基づく国家公務員及び熊本県の給与改定の取扱いに準じて、職員の給与月額や期末・勤勉手当等の改定分を計上するものでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第68号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額において、収益的支出のうち営業費用28万4,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第69号、村有財産貸付変更についてご説明いたします。

株式会社再春館製薬所との村有財産の貸付変更について、地方自治法第96

条第1項第6号及び第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため議案を提出するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第70号、旧慣による村有財産の使用権の廃止についてご説明いたします。

西原村灰床集落の有する旧慣に基づく全入会原野及び山林に対する村有財産の使用権の廃止について、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため議案を提出するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第71号、西原村総合整備計画（小森辺地）を定めることについて、議案第72号、西原村総合整備計画（宮山辺地）を定めることについて、議案第73号、西原村総合整備計画（河原辺地）を定めることについて、以上3議案についてご説明いたします。

議案第71号から議案第73号につきましては、全て西原村総合整備計画を定めることについてでありますので、一括してご提案させていただきます。

今回提案させていただきます議案3件の西原村総合整備計画を定めることにつきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長よりご説明いたします。

議案第74号、財産の処分についてご説明いたします。

鳥子地区新工業団地造成事業において、造成した用地につきましては、工場用地として処分する必要があるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長よりご説明いたします。

議案第75号、物品購入契約の締結について（庁内執務用備品購入事業）についてご説明いたします。

今回提案させていただきます庁内執務用備品購入事業につきましては、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第76号、工事請負変更契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期））についてご説明いたします。

西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期）につきましては、契約の変更が必要とな

りましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第77号、工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その2））、議案第78号、工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地排水路整備工事）、議案第79号、工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地4・5・6工区造成工事）、以上3議案についてご説明いたします。

議案第77号から議案第79号につきましては、全て工業団地造成事業関係の工事請負変更契約の締結についてでありますので、一括してご提案させていただきます。

今回提案させていただきます以上議案3件の工事請負変更契約につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長よりご説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

人権擁護委員、高橋明德氏が令和8年3月31日に任期満了となるため、再度選任いたしたく、意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

人権擁護委員、西山春作氏が令和8年3月31日に任期満了となるため、新たに中村治氏を選任いたしたく、意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会に提案しました議案23件、諮問2件、以上の合計25件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。お世話になります。

○議長（西口義充君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。17日は本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、17日は本議会を休会にします。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は18日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時28分 散会

第 2 号 (1 2 月 1 8 日)

## 令和7年第4回西原村議会定例会会議録

令和7年12月18日、令和7年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和7年12月18日（木曜日） 議事日程第2号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第57号 西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 4 議案第59号 西原村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第60号 西原村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第61号 西原村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第62号 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第63号 令和7年度西原村一般会計補正予算（第4号）について

1、応招議員 (10名)

- |      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 山 下 圭 介 君 |
| 2 番  | 加 藤 博 敏 君 |
| 3 番  | 松 浦 哲 也 君 |
| 4 番  | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 5 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 6 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 7 番  | 中 西 義 信 君 |
| 8 番  | 山 下 一 義 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 西 口 義 充 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	中村賀一君
総務課長	堀田隆二君
総合政策課長	堀田和也君
教育課長	秋吉蘭子君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	廣瀬太君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	村上文英君
住民福祉課長	小栗優君
保健衛生課長	岩下源一郎君
商工観光課長	山田孝君
保育園長	岩村智子君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、12月9日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）先日の議会運営委員会の中で、私のほうから通告外の質問は認めませんということをおっしゃっていただきましたけれども、議長に対して関連質問の確認が数件ございましたので、今回だけは認めることにいたしまして、次の一般質問からは通告関連質問は認めませんので、ご了承していただきたいと思っております。

受領番号1番、3番議員、松浦哲也君、件数2件、発言を許します。

（3番議員 松浦哲也君 登壇 質問）

○3番議員（松浦哲也君）皆さん、おはようございます。3番議員、松浦哲也です。

今議会におきましても、議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり2問、村長に質問をいたします。

まず、1問目ですが、LPガス価格高騰対応生活者支援金についてです。

もう世間では、毎日のようにテレビで物価高、物価高騰とか、あるいは新聞等においてもどれだけ物価高になりましたということは、様々な報道をされております。私も実際、スーパーあるいはコンビニに行って買物をしたときに、ああいろいろ値段が上がったなというのは実感しているところです。

それで、この3年間にどのくらいの品数が実際上がったのかなということ調べてみました。令和5年度でいうと、食料品だけで3万2,000以上、令和6年度は1万2,000以上でした。令和7年度が2万以上、来年の4月までに食料品で1,044品目が上がるというふうに言われておりました。

そういう中で、今回LPガスの生活者支援金というのがございまして、令和5年の第1弾、これが6,000円の補助、そして令和6年の第2弾、これが4,000円の支給の取組をされたところに支給されたということです。西原村のLPガスを使用されている方々に対しても、申請をすればこれを頂いた方がたくさんいらっしゃるということですね。

今回、村民の多くの方々から5,000円、第3弾について、どうして西原村はもらえなかったんですかという問合せが、私のところにも非常にたくさん来ました。私が前の会社にいたときによく社長が朝礼で言うておりましたが、人生には3つの坂があると、1つ目が上り坂、そして2つ目が下り坂、そして3つ目がまさかだぞと言われました。私はこれの話を聞いたときに、第1弾、第2弾を西原村が取り組んで、なぜ第3弾に取り組まなかったのかという、まさしくこれがまさかじゃないかなというふうに思った次第です。

いろんな構成の家族がいらっしゃいますが、私に1人ご相談があった方は、80歳以上の女性の方が独り暮らしをされています。ちょっと想像してみてください。毎週、孫娘が日用品、そして食料品を買ってきてくれますと、非常にいい孫娘ですという形で言われていました。時々には買物にも連れていってくれるというような状況でした。その孫娘さんがこの第1弾、第2弾を申請してくれたと、非常にありがたかったですという話をされました。それで今回、ばあちゃん、第3回目もあるよという話を聞いていたんですけれども、もらえないよということの話を聞きましたと。

今、皆さんのお手元のタブレットの中に「LPガス生活者支援金のお知らせ」というのを上げておりますが、この中に支援対象者、次の市町村内でLPガスを使用している契約者、この中に西原村が入っていないということですよね。だから、この第3弾に取り組まなかったということですよね。阿蘇郡内を見ても、阿蘇郡でも小国町、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、もう全てやっている、取り組んでいる。そして、空港周辺も見ても、大津町、菊陽町、益城町も全て取り組んでいると。だから、何で今回これに取り組まれなかったのかなというふうに、私は非常に残念な思いをしております。もらえるはずだった5,000円がもらえないということですよね。先ほど言いましたように、隣接町村もきちっとされていると。

だから、LPガス使用の世帯に対して、私は一つのこれは切捨て、見捨てたということじゃないかなというふうに思っております、残念ながら。だから、なぜこのLPガス生活者支援金に取り組まなかったのか、できなかったのか、あるいはやらなかったのか、どうなんだろうかと。

また、この第3弾はもう過ぎておりますので、この第3弾の5,000円の生活者支援金は、私はこれからでも単費でやる必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点も含めて村長の答弁をお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のLPガス価格高騰対応生活者支援金については、令和6年

度の国補正予算における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業枠）の充当先の用途についてのご質問ということで理解をしております。

この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業枠については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、それぞれの地域の実情に応じて、きめ細やかな取組を行う事業に充当することができます。令和6年度の国の補正予算において配分され、西原村には3,232万円の配分がっております。

西原村でも事業を検討するに当たっては、ちょうどその時期に村内で村の主要な農産物でありますサツマイモの基腐病の発生が確認されたため、今後の蔓延防止の対策費用ということで、令和7年3月の補正予算に計上し、財源として本交付金を充当させていただき、残りの国費につきましては繰越しをして、令和7年度の当初予算における村としての重点事業に充当させるところで進めさせていただきました。

今回、松浦議員からご質問がありましたLPガス価格高騰対応生活者支援金第3弾につきましては、熊本県からも実施するとの報告が上っており、年度末に意向調査がありました。この時点で村の予算については、既にそれぞれの事業予算に配分を予定しておりまして、スケジュール的にも厳しい状況でありました。担当者からも、LPガス支援金事業については選択肢の一つとして上がっておりましたが、令和5年度に実施しました第1弾、令和6年度に実施しました第2弾の申請状況を見ましても、村内でオール電化の住宅が増えているのが現状でありまして、村内全世帯の4割弱の申請であったことも、今回の第3弾の実施を見送った要因でもございました。

また、今回のLPガス価格高騰対応生活者支援金については、西原村を含めて県内で7町村において事業を実施しておらず、それぞれの自治体の重点事業への配分や特有の事情で実施ができなかったものと考えております。

今年度の国の経済対策において、総額21兆3,000億円の発表がなされており、まだ詳細な市町村への配分額は決まっていない状況でございますが、準備を進めているところであります。中でも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、今回の一般会計の補正予算に計上させていただいた商品券事業のほかに、前回同様、LPガス支援金も該当すると予測しておりまして、今後、熊本県が新たに実施するかどうかの動向を踏まえ、県が実施する場合は、村としても足並みをそろえて実施する方向で進めていきたいと考えております。

また、松浦議員がお尋ねの前回手当てできなかった分をとの質問でございますけれども、前回できなかったLPガス価格高騰対応生活者支援金5,000円の追加の支給や、次回実施時の独自のかさ上げなど様々なご意見がございま

したが、村としては現時点での追加の支給等の計画は検討しておりません。  
以上でございます。

○議長（西口義充君）松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）今、答弁をいただきましたけれども、ちょっと残念だなという思いがしております。先ほど村内全世帯の4割弱ということをおっしゃいましたが、後で数字を言いますので、ちょっとこれは間違っておりますので、その分はどうぞご理解をいただきたいと思っております。

そして、答弁の中で7町村において事業を実施していないということですが、県内45市町村あるわけですが、37市町村が実施したということですね。それはそういう否定的なことじゃなくして、35市町村もやったということをおっしゃりたいというふうに思っております。

先ほど、高齢者の方の80代から90歳の女性の方を紹介いたしましたが、私が一般質問しますということで、私はこの結果をその方に報告しなきゃいけない。非常に残念な思いで報告をしなきゃいけないというのが、とても悲しい気持ちになるわけですが、総合政策課の中で聞きましたが、第1弾について世帯数が、LPガスの、883世帯、これは6,000円の支払いですので529万8,000円をされていると。第2弾が897世帯、4,000円ですから358万8,000円が支払われていると。LPガスを使用している村内の方々に対して、これだけ支払いがされているということですね。

それで、私は西原村にLPガスを使用している世帯数がどれくらいあるかなというふうに調べましたけれども、恐らく村長もご存じじゃないかと思いますが、LPガス協会によると、令和5年度実績、1,619世帯でした。ということは、第1弾が883世帯、1,619分の883、54.5%です。第2弾が897世帯ですので、1,619分の897、55.4%の方々がおっしゃられたということです。だから、今、広報西原を見れば、世帯数が3,000を超えておりますが、1,619はまだLPガスを使っていらっしゃるということです。確かにオール電化は進んだというふうに思っておりますが、そういう実態を把握してもらいたいということです。

老夫婦の方がもう一組いらっしゃるんですけども、その方の話をちょっと紹介させていただきます。80から90歳の老夫婦が2人で暮らしていらっしゃるんですが、年金をもらいながら生活をしていらっしゃいますということです。その方いわく、松浦さん、5,000円あれば何が買えると思いますかという問いでした。私は大体ぴんときたわけですが、私が思ったとおり、新米の5kgが買えますと。今、新米の5kgが4,300円から、銘柄にもよりますが、4,500円ぐらい。そして、お釣りが出て、おかずも買うことができるというようなことを話をされました。そうですね、やっぱり5kgあると、しばらく新米が

食べられますねという話もしたところですけども。

執行部の皆さんにとっての5,000円、それは給料を取られている中からすれば、大したことないよなというふうに思われているかもしれない。たかが5,000円と思われているかもしれない。しかし、いま一度、そういった高齢者の方々がどんな思いで毎日の生活をされているかということ、私はやはりその決断をするときにもっと深く考えなきゃいけなかったんじゃないかなというふうに思っております。ですから、この方々にとっては、たかが5,000円じゃなくて、されど5,000円ですよ。ということ、私は訴えたいというふうに思っています。

11月の広報紙の中で、子育て応援物価高騰対策臨時給付金、0歳から18歳までの方に1万円支給しますというのが載っておりました。これはこれでいいことだと思いますよ。ただ、私が残念に思うのは、これは村独自でやるということですから、これをする前にこの5,000円を前に入れて、そしてこれをすべきじゃなかったかなというふうに思います。ですから、私が先ほど言いましたように切捨てという、そういう発想じゃなかったのかなというのが非常に残念に思うんです。

ですから、今この2家族の家庭を紹介しましたが、私はこれを聞かれて村長、やっぱり何とかしなきゃいけないんじゃないかなという、もしそういう思いがあれば、村長の再度の答弁をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）この限られた当時の3,232万円につきましては、基腐れ対策ということで、こちらも執行部側も提案をさせていただきました。その当時に議員さんのほうからも、LPガスも手当てしないかとかいうご提案も特段当時はなく、決して軽視していたわけでもありません。できるだけ救いたいということもありますけれども、当時はそういうふうな決断で予算等を組ませていただいたというふうに認識をしまして、この後の追加の検討ということでありますけれども、現状、検討はしていないような状況でありまして、例えば次の、今回の補正予算でそういう制度ができれば、追加できるのであればそれを検討したいと思うんですけども、これはガス協会との関係もありますので、単独をそこに協会の中に入れられるかどうかの確認も含めて、ちょっと検討させていただけないかなというふうに思っております。

○議長（西口義充君）松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございます。

国のほうでは、また来年の1月から3月にLPガスについても助成をするようなことが報道されておりました。

今、村長が言われたように、例えばLPガス協会との関係もあるかもしれないけれども、今度、第4弾ですか、出たときに、単費としてもし予算が許すものであれば、5,000円と出たら一番いいんですけれども、その分何とか考慮して、上積みをするとかいう検討もぜひ取り組んで、次回は漏れなくしていただくということで、それをお願いして次の質問に移らせていただきます。

第2問目ですが、関東にしはら会の存続についてでございます。

今年11月9日に関東にしはら会の第11回定時総会が東京で開催されました。これは2年に1回の開催ということで、今回、村からも吉井村長、田島副村長、そして総合政策課の堀田課長と担当者の方、議会からも山下副議長、尾崎議員、そして私が参加させていただきました。

この関東にしはら会は、私が当時役場に在籍していた頃からあっていたものですから、その存在そのものは私も存じ上げておりました。ただ、この関東にしはら会の当初の設立趣旨、これは本当に今何だったのかなというふうに、そこをまず1点お答え願いたいということと、この前、関東にしはら会に参加いたしまして、高齢の方々もたくさんいらっしゃいましたが、やはり村に対する思いというのは熱いものを感じて、ああ本当に村のことを思いいらっしゃるんだなと、そんな思いをいたしました。それで、このままこの高齢化が進んでいけば、この関東にしはら会の存続がちょっと危ういものになるんじゃないかなという、そんな思いもいたしました。だから、今後この関東にしはら会の存続を願うと、続けるということであれば、村としても何か有効な手だてをすべきじゃないかなというふうに思いますが、その点も含めて村長のほうに答弁をお願いします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の関東にしはら会については、設立後、隔年、2年置きに定時総会を開催されており、今年の11月9日に第11回定時総会が開催されております。私も職員時代に数回と、村長に就任させていただいてからは2年前の開催と今回の定時総会に出席をさせていただきました。会員の皆様へ現在の西原村の近況であったり、状況交換などをさせていただきました。今年の総会出席者は、会員や役場職員を含め34名と年々参加者が減少している状況であるというふうに感じております。

この関東にしはら会につきましては、平成10年に東京都渋谷区の前原宿において、約1か月間にわたり西原村の物産展を開催したことをきっかけに、当時の役場企画振興課が中心となって、西原村出身で関東地区にお住まいの有志の方々を募り、西原村を首都圏にアピールしたい、首都圏の情報を西原村も参考にしたい、西原村の出身者で親睦を図りたいといった趣旨で、設立に

に向けた準備を始めた経緯ということでございます。そして、1年後の平成11年11月に西原村の主催で「西原村人の集い」を開催するまでにこぎ着け、そのときに関東にしはら会発足に向けた準備委員会を設立し、その後、8回の準備委員会を経て、平成15年2月に関東にしはら会の設立総会が開催されてきて、これまで11回の総会が開催されています。

この関東にしはら会の会員数でございますけれども、平成15年の設立当時は182名でありましたが、個人情報保護法が施行され、それぞれの個人情報に関する意識の強まりにより、会員の新規登録が難しくなったと役員の方々から申されておりました。あわせまして、会員の転居や死亡、高齢による脱会などで、当時からの会員数は減り続け、それに伴い総会出席者も減少の一途をたどっており、今日現在の会員数は106名、先日行われました第11回定時総会における会員の出席者は20名といった状況でございます。特に若年層における新規の会員登録が少なく、今後の活動についても現在の役員の方々が、なかなか役員の交代ができない状況であり、また、役員会においても今後の活動の方向性などの協議がされていると伺っています。

この関東にしはら会については、今後の西原村を語っていく上で関東圏と情報交換を含め、今後の西原村にとっても重要かつ貴重な役割を持つ組織であると認識してございまして、私も以前、東京で住んでいた経験がございますけれども、やっぱり東京というのは孤独でありまして、先輩とか親戚とかを頼って上京して、生活した思い出がございます。関東にしはら会も若者が東京に、関東圏に行って親睦を図って、保護者ではございませんけれども、見守りも含めた意味もあるというふうに思っております。ということで、これからも重要かつ貴重な役割を持つ組織であるというふうに認識してございまして、これからも末永く活動ができるよう応援していきたいと、今回の総会への出席を機に改めて思った次第でございます。

そのためには、まず、若者、若年層の会員への取り込みが不可欠ではないだろうかというふうに感じております。高校を卒業して、就職や進学等で関東圏で生活をされる方もおられるというふうに思います。そういった方々へ、まずは村が中心となって、それぞれにアプローチ、例えば成人式であったりとか、卒業式のときに話をしたり、そういう機会をつくって、積極的に加入促進を図っていければというふうに考えております。

また、関東にしはら会の活動経費に関して、全て会員の方々の会費や参加費で賄われている状況でございます。この前行って話を伺ったんですけれども、総会費用と懇親会費を合わせて1万円前後だったかな、それぐらいを支出されているということで、高校を卒業したり、大学生で1万円負担はなかなか厳しいんじゃないかということで、加入者も減ってきているんじゃない

かということも思いました。

今後の活動に対しまして、会員及び新規会員の登録に対する負担軽減の意味でも、運営や活動に対し、村としての関わり方などを改めて検討を行って、あわせまして、今後の若者、若年層の会員登録及び総会に出席しやすい環境を整備するなど、これからの関東にしはら会の活動を長く存続できる環境を整えることを念頭に置いて、村としても関東にしはら会の活動への助成等について、実施方法などを踏まえて前向きに検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございます。今、村長のほうから答弁がございましたように、関東にしはら会、2001年に設立総会がなされているということで、2003年の会員数が211名で、総会参加が57名あったそうです。今、村長が言われたように、今年の総会の会員数が106名の中で20名の参加だったということで、年々高齢化等によって会員数が減ってくるから、もちろん参加数も減ってくるんだろうというふうに思います。

関東にしはら会の方々は、いろいろ総合政策課から資料を頂きましたが、2016年の熊本地震のときに西原村もかなり被害を受けました。そのときに117万6,000円の募金をしていただいたという、そういったことで、やっぱり西原村に対する熱い思いを持っていらっしゃる。そういう方々が、この前の総会の中でも総合政策課が村の紹介をするときに、あれだけ一生懸命に真剣なまなざしで見ているということ、やっぱり思いが強いんだなというふうに思いました。

それで今、会員の高齢化等により会員数が減少してきているということで、いろいろ大谷会長やら前鶴事務局長とお話ししたんですが、やはり若者を増やしたいというようなことが一番、若者を増やさないとだんだん減ってしまうというようなことを言われておりました。ですから、私は単にいろんな団体に補助金、助成金ということだけはあまりしたいという立場じゃないんですが、この関東にしはら会においては、今後の存続をまだ村長が願う、ずっと続けたいという思いであれば、例えば若い者を増やすという意味で何らかの、例えば住所なり携帯番号等もプライバシーの関係もありますけれども、許す限り、本人の許可が要ればその情報をいただいて、その方に関東にしはら会はこういうことをやっていますと、こういう懇親会の中で村の思う気持ちを話したり、あるいは会員同士の親睦を深めたりということで、何らかの私は関東にしはら会に助成を出したほうがいいんじゃないかなど。来年度から予算の範囲でできるならば、そういったことを今考えておりますが、それに対して村長のお考えをお聞かせください。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 松浦議員の申されましたとおり、私も存続を強く続けていきたいというふうに思っているところでございます。周りの町村長によく、こういうふうに市町村別で関東にしはら会に類似したのがありますかというふうに聞きますと、以前はあったということで、コロナを契機になくなったとか、やっぱり話に上がったように、高齢化により消滅してしまったという話を数多く聞いていまして、なかなか存続が難しいということで、できればあってほしかったというのが、どこの首長さんの話でもございます。

本当に若い者が行って、何かあった時の見守りであったり、保険とか相談相手にもなりますし、本当に必要な関東にしはら会というふうに思っています。ということで、私も会長とか副会長とか、一緒に松浦議員と話をさせていただきまして、会の中でどういうふうな、例えば若い世代には会費を少しばかり安くしようかとか、1,000円とか2,000円は最初のうち、学生時代はもらって、その後、成長して一般的な会費にしようかという話もございまして、できれば来年から補助金を出ささせていただいて、関東にしはら会の中でどういうふうに運営していくかを役場、執行部とも協議しながらできればというふうに思っていますので、前向きにやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君） 松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君） ありがとうございます。

何となく、関東にしはら会が今後も続いていくんじゃないかなという、そんな思いをしたところです。ぜひ来年度予算等の中で、きちっとこの関東にしはら会がずっと長く続きますように、そして、関東の地で西原村を思ってくれるような人がどんどん増えて、お互いの交流が続いて、関東にしはら会の発展もずっと続くなればなというふうに思います。

そういうことで、来年度の予算にも期待して、私の一般質問の2問についてこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西口義充君） 受領番号2番、2番議員、加藤博敏君、件数2件、発言を許します。

（2番議員 加藤博敏君 登壇 質問）

○2番議員（加藤博敏君） 2番議員、加藤博敏です。

通告書に従いまして質問を行います。

まず最初に、空港アクセス鉄道についてでございますけれども、まだ正式なルート、空港駅の場所等は発表されておられませんけれども、報道によりますと、来週には益城町、大津町の住民には説明されるということでございます。今回は、11月7日に行われました空港周辺4か町村の議員研修の中で、

村長も出席されましたけれども、そこで発表されたことを基に質問させていただきます。

まずは、今回大変残念でありましたけれども、西原村には駅はできません。ただ、駅につきましては、空港ターミナルの南側の駐車場のまたその外にできる予定であるということで、西原村内住民の方々の通勤・通学、また買物等にも行きやすいところになったのかなとは思っております。

そこでまず、まだ8年先、完成はですけども、村長の空港アクセス鉄道の西原村における波及効果というものはどういうものがあるかなと思われているのか質問を行います。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）加藤議員のご質問にお答えいたします。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道につきましては、渋滞に左右されない空港までの定時性の確保と、人の大量輸送に向けた輸送力の強化を目的として熊本県が計画を進めており、現在では整備ルートの絞り込み案、高架、トンネルなどの構造イメージ、概算事業費などを公表し、2034年度末の開業を目指し、2027年度には工事着手予定となっております。

現在のルート案では、議員が申されましたとおり、鉄道の直接の用地が西原村にかかる可能性は極めて低いですが、鉄道が開業することにより様々な波及効果が考えられます。

まず、公共交通の側面から申しますと、熊本市中心部や大津町、菊陽町方面への移動はもちろんのこと、熊本駅から新幹線に接続して福岡県、鹿児島県方面などへの移動の利便性が大きく高まり、熊本空港までの交通結節点としての機能の向上が見込まれ、西原村にとっては非常に大きなメリットとなります。運賃の面でも通勤・通学に利用しやすくなることが予測されます。

また、外国人観光客をはじめとした日帰り観光需要の増加、それに波及して交流人口の増加であったり、飲食店や小売店などの地元経済の活性化が見込めると考えております。

あわせて、この西原村の自然美あふれる立地や地域資源などをPRすることができ、将来的には西原村への移住定住へつながるんじゃないかと期待をしているところでございます。

西原村には、もう本当にどの町村よりも空港に最も近いということでございます。現在、取り組んでおります西原村から空港への交通アクセス改善を進め、空港アクセス鉄道の開業を機に、さらに人口増加を図れるように環境整備を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君） これまた新聞報道等によりますけれども、まず、問題点として、建設工事費が当初の予定よりかなり高くなってしまったということと、採算性の問題も指摘されております。

採算性につきましては、私個人としては、やはり空港南側の広大な土地に何か人が集うような、あるいは工業団地にしろ何にしろ、そういうものができれば、これはもう自然と空港駅を利用される人も増えてくるはずです。そうすれば、そこにいろんなものができれば、私も去年の最初の12月の一般質問でも質問いたしましたけれども、その周辺の道路整備も進むんじゃないかなと。大津町から西原村、あるいは菊陽町方面から西原村、益城町から西原村の道路等が進むんじゃないかなと思いました。今のところ菊陽町方面からの道路につきましては、村長はもう県に要望はされております。

そのように思っておりましたところ、議員研修会では県の担当者の方は、やはり空港南側の開発も含めて検討をしたいという旨のことは言われました。それだったらかなり話が進むんじゃないかなと思っておりましたところ、11月29日ですか、お出かけ知事室、村長ももちろんおられましたけれども、かなり知事から前向きに踏み込んだ話をさせていただきました。今、検討が始まった10分・20分構想の高速道路についてはちょっと話はなかったんですけども、いろんな道路の整備について前向きに検討したい、あるいは南側の地域も開発を行いたいという旨がありましたので、ぜひここは村長に頑張っていて、例えば今、県のサイエンスパーク推進ビジョンというものがあ、あそこに持ってきたらどうかとか。

これ私、ちょっとスマホ依存症みたいなのがあるところがあって、スマホを暇があれば見ているんですけども、ある海外の経済紙の報道によると、TSMCの第3工場は空港のそばだと予想している報道もありました。あるいは鉄道会社、不動産事業もやっておられます。県と一緒に高遊地区、西のほうにでも大規模宅地開発でもやっただければとかというふうな提案をぜひしていただければと思っています。もちろんあその場所は益城町でありますので、益城町の協力というものも必要になってきますけれども、ぜひとも村長の意気込みというのを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 今年6月に県は、空港ターミナルビルの南側に空港駅を設置するというので発表しました。ターミナルビルへの移動距離について不安視する意見もありましたが、空港施設から少し離れることにより、駅前の面的な開発の誘導が可能になるのではないかと考えています。

加藤議員がご指摘のとおり、空港南側の開発は、空港駅前開発として十分検討に値するものと認識をしております。当該の敷地におきましては、議員

が申されましたとおり、お隣の益城町の管轄になって、様々な地区計画もございまして、もし空港の南側のエリアが開発されたらという前提で答弁させていただければというふうに思います。

空港駅前が開発されることによって、まず商業施設、観光・宿泊施設、物流やビジネス拠点、また、先ほど申されましたサイエンスパークなどの進出が考えられ、これによって働く人、買物客、観光客など多様な人が行き来するようになる可能性があるというふうに思っております。また、商業施設などと一体的に住宅開発が進められることで人口の集積が進み、空港アクセス鉄道の利用も増加して、空港の拠点性が一層高まるんじゃないかというふうに期待をしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、周辺の道路整備が進み、西原村のアクセス性の総合力が上がるという相乗効果も期待できます。昨年、周辺町村と共同で県に要望しました空港東側を経由するアクセス道路の実現性が高まり、阿蘇観光の玄関口として、にぎわいが加速化するというふうに思っております。

さらに、空港に最も近い、熊本市方面にもアクセスしやすい、土地コストが安いなどの村のメリットを生かして、企業の進出が進む可能性もございません。

鉄道整備に空港駅前開発やそれに伴う道路整備が加わることで、人流、物流、企業立地、観光、生活圏の全てに波及する大規模な地域効果が生まれる可能性を秘めているというふうに思っております。

村としましては、熊本空港周辺の開発を含めた土地利用の状況について、熊本県のほか益城町などの近隣市町村との情報交換を密にして、その情報を議員の皆様と共有しながら、空港アクセス鉄道の開通後を見据えて、西原村における様々な可能性を模索し、村のさらなる発展につながるように努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）ありがとうございました。

まずは、あの地域はちょっと規制をずっとかけていただいて、何もできないようにしてもらいたいと思います。何しろ今のところ、JASMの第1工場、第2工場を中心とした付近しか、なかなか西原村までは、もちろんこれからだとは思いますがけれども、ちょっとまだまだ期待していたほどじゃないかなという思いもありますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。ごみ処理等の問題についてでございます。

これまではご存じのとおり、益城町、嘉島町と3町村で、燃えるごみをはじめ資源ごみ、燃えないごみ、また火葬場等の運営を行ってこられました。いずれ熊本市と一緒に1市1村で、燃えるごみについては運営されるという

ことをごさいますけれども、今現在のところの進捗状況といえますか、今後の予定とかについてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、村のごみ処理の現状と経緯、今後の方向性をご説明いたします。

現在、西原村につきましては、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合に加盟していきまして、村内で収集した不燃物や資源ごみなどにつきましては益城クリーンセンターに搬入して処分を行っております。

それから、可燃ごみにおきましては、平成元年から利用していましたが益城クリーンセンターの焼却炉が老朽化したことにより、令和2年に熊本市に可燃ごみの処理を委託する内容の覚書を締結しています。昨年度、益城クリーンセンターの焼却炉がいよいよ休止をされたため、その後は熊本市東部環境工場に搬入して焼却処分していただいているところでございます。このように可燃ごみにつきましては、熊本市に処理を委託していることから、今後も安定的に処理できる見込みであります。

一方、不燃物であったり資源ごみなどにつきましては、益城クリーンセンターが中間処理施設として機能を継続した場合、これまでどおり益城クリーンセンターに搬入して処分する方向で検討していますが、本村だけでこれは決められる問題ではございませんので、関係自治体と協議を進めて、議員の皆様にも経緯を報告させていただきます。

それから、火葬場については、これまでどおり益城、嘉島、西原環境衛生施設組合で運営して、益城斎場で受け入れていただく方針でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君） 加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君） 私は、昨年の9月に村議会議員選挙におきまして議員となりまして、その後、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議員となって、いろいろほかの町の議員の方と首長もはじめお話をさせていただきましたけれども、何しろ突然の離脱表明だったと、村長もご存じだと思いますけれども、大分言われまして、ああそうですかと。じゃ経緯をちょっと聞いてみますということで、今回ようやく質問したんですけれども、当時のもちろん執行部の方、議員の方々も大変熟慮に熟慮を重ねて、重ね重ね熟慮されて決められたことだと思います。

そこで、これからもう1市1村でやるということで覚書もされておるということでやっていくわけです。やっぱり一つ心配な点は、熊本市東部環境工場も平成6年に造られたということで、もう30年過ぎているということで、今後の予定といえますか、どうなるのか。造り直すにしても、また村も

お金も出して、また一緒にその場で造れるのか、そういったことが心配なんです。やはり、今、上益城5町で造ろうとしている、予定されているところも非常に苦勞されているようでありますので、また、熊本益城インターチェンジのそばにもあります、住宅地も増えてきています、大丈夫だろうか。もしもほかの場所とかになったら、ちょっと何か意味がなくなるんじゃないかなという心配を持っております。そこをしっかりと熊本市とは協議を今後もしていただきたいと思っております。

また、大変大きな自治体と、大人と幼児みたいな規模の自治体と一緒になるわけでありまして、消防のほうも熊本市と益城町と西原村と一緒にやっております。非常に大きな自治体で設備も整っております、大変その点ではよかったなと思っておりますので、大きなところでこのごみ処理場、料金がちょっと安いとか、そういった点もぜひ話合いの中で勝ち取っていただくというか、していただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）議員が申されましたとおり、以前、現在進めておられます新しいクリーンセンターを西原村が離脱したということで、上益城5町の協議会が、御船町の上野地区に新たな可燃ごみ処理施設建設を計画されており、当初は西原村も協議会に所属してしまして、益城クリーンセンターの焼却が休止された後は、新たな可燃ごみ処理施設の利用を検討していたということでございます。しかしながら、予定地に決まった御船町の上野地区は車で35分と遠方であって、冬場は凍結の心配もあることから、西原村としては新施設の利用を見合わせて、距離的に近い熊本市東部環境工場の利用を決めた経緯がございます。平成30年にそうした議論が起こり、当時の村議会議員全員が署名された申入れを受けて、協議会からの離脱を決定したというふうなことでございます。

それから、議員が申されました現在の東部環境をこれからどうするかというふうに話をちょっと伺いましたところ、西原村が可燃物処理をお願いしています熊本市東部環境工場の老朽化につきましては、来年度改修を終わるといふことでありまして、その後10年以上は現在の工場が稼働できる状態であるということをお伺いしております。ということで、以上でございます。

○議長（西口義充君）加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）分かりました。ありがとうございます。

今後も熊本市とは協議を続けていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、これは通告しておりませんからいいですけれども、結局、郡は阿蘇、し尿処理は阿蘇、消防は熊本市、益城町、西原村、燃えるごみはまた熊本市、それ以外のごみはまた、西原村の立ち位置といいま

すか、何かあちこちの町村と一緒にやらなければいけない状況なのかどうか分かりませんが、先ほど空港アクセス鉄道の問題のことも言いましたけれども、一緒にやれるパートナー探しもあってもいいのかなということで、職員の皆さんが仕事が忙しくならないというのであればそれで構いませんけれども、そういうことも含めてお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午前11時02分）

（午前11時15分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、8番議員、山下一義君、件数2件、発言を許します。

（8番議員 山下一義君 登壇 質問）

○8番議員（山下一義君）おはようございます。8番議員、山下です。

吉井村長が村長に就任されて早くも3年半、これまでにいろんな功績として、地域公共交通計画の策定や第二工業団地の造成事業、福祉タクシー料金助成事業の充実など、様々な政策を実施されてこられました。その中で、地元であります私は、第二工業団地について質問をさせていただきます。

第二工業団地については整備が順調に進み、今後は企業への売却が本格化していると考えております。12月7日の熊日新聞さんの1面に「工業団地整備 県北に集中」と記載されておりました。TSMCさんの波及効果もあり、整備が進む公営の工業団地は県内で10市町村14か所に上り、企業の意向確認より前に自治体が整備する過去にない進め方をしている等の記載があります。県は分析されているそうです。

益城町、合志市、大津町など県北では、着々と工業団地、約237haの整備が進んでおります。その中、西原村においては分譲済みという県内ではいち早くTSMCさんの波及効果に乗り、工業団地の整備に注力されてきました。

一方で最近、整備中の工業団地をなぜその場所に整備しているのかという疑問の声も聞かれました。その中で私はそのたびに、まず、1つには県道に面しているから、2つ目に10a以上の農地が高価である、3番目に近くに工業用水道、上水道がある。4番目に住宅が近くにない、住宅が近くにあると騒音で住民に迷惑をかける。5番目に高圧線を立野発電所から引くため、近いほうがコストが安い。6番目に役場周辺だと農地が高価である、またサツマイモ等が高価であり、農地が取得しにくい。そのように説明をしてまいりました。

そんな中、通告書にはありませんが、新工業団地の関連でありますので、先に関係課長には通告をしておりますので、議長にお許しを願いたいと思

ます。よろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）許可します。

○8番議員（山下一義君）ありがとうございます。第二工業団地が今現在、整備をされておりますけれども、私たちが以前に農道であります生コン舗装を農家の地権者によって整備をしております。また、水路とU字溝の生コン舗装をされておりました。現在確認しますと、整備後は北側の山側に農道が移転されておりますけれども、今後この農道の生コン舗装は予算の中でされるのかどうかを確認いたします。

それと、これまで申し上げました中で第二工業団地の整備等で企業誘致が進むように、西原村への波及効果によって雇用創出、税収増加、地域活性化をどのように見込んでおられるのか、村長にお願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）それでは、山下一義議員のご質問にお答えいたします。

この第二工業団地造成事業につきましては、T S M Cの進出が発表された令和4年度から事業を開始しておりまして、4年目となります。1年目は詳細設計や測量、2年目は開発行為申請や事業用地買収などを行っておりまして、本格的に造成工事に着手しましたのは令和6年3月からでございます。このたび、いよいよ工事完了を迎えます。地権者の方々や近隣住民の方々には多大なるご理解、ご協力を賜りまして心より感謝を申し上げます。

本定例会に4区画の売却処分案を提出させていただいております、今回。この議案を承認いただきましたら、土地の引渡しを経て、それぞれの企業様の計画に沿った形での工場等の建築、操業開始が進んでいくものと考えております。

議員ご紹介のとおり、現在、県内各地で自治体による工業団地整備が進められておりますが、T S M Cの進出発表後、西原村が一番に工業団地整備に着手し、順調に整備を進め、一番に分譲済みという成果を出したことから、時期を逃さず波及効果を引き寄せた点が大変評価をされております。

また、企業誘致に当たりましては、スピード感を持って進めるために、今回、造成工事と並行しまして事業用地の公募を行っております。これにつきましては熊本県内でも例がなく、熊本県内自治体では初の試みでございました。通常では、造成工事完了後に公募、契約という形がほとんどでございましたが、今回のように工事と並行して公募を進めることで、造成工事完了後すぐに企業へ土地を引渡しすることができ、それぞれの企業の操業を早めることにつながり、また、企業の要望等を工事に反映できるメリットの多い手法でございました。

議員がお尋ねになられています事業用地の選定条件につきましては、先ほど議員から説明がありましたように、これまで何度もご説明をしておりますとおり、上水道が整備されており、近くに工業用水道、普通高圧、光通信などのインフラ整備がされており、なおかつ住宅や人家が近くにないこと、一種農地を除く10ha程度のまとまりのある土地という条件で、現在の土地を選定させていただいております。

また、西原村への波及効果ということでございますが、まずは、多くの働く場の確保が挙げられます。現在の計画では、企業全体で209名の県内での雇用を計画されており、村の若者などをはじめとして幅広い世代の働く場として期待をしているところでございます。特に若い世代の方々が村内で働くようになると、西原村への移住定住、U I J ターンにつながり、幼年人口の増加であったり、西原村全体の人口の増加をもたらすものと考えています。商業施設の誘致の可能性も非常に高くなるというふうに予測をしております。

昭和60年代は、西原村は人口が4,000人台ということで、その後、山本村長時代に鳥子工業団地ができて、それから人口が増え始めて、今の7,000人を突破するような人口になっております。企業が西原村で操業するに当たり、そのような現象がまた発展していくんじゃないかというところを期待しているところでございます。

それから、村内に立地しています企業の周辺の関連企業との活性化も見込まれるというふうに思っております。今回の立地企業との新たな取引などの増加など、既存企業との間での経済の活性化が図られることも考えております。

そのほか、今回工場を新たに建設されるということで、土地や建物、機械設備などの資産が増加し、また、企業の利益や各事業所に雇用される村民の方の所得も村税に反映されることとなり、村として税収増という直接的な効果が見込まれます。税収増の内容としまして、法人住民税は法人の利益や従業員数などにより算定され、個人住民税は従業員の居住地で課税されることから、稼働してみないと分からない要素が多いため、現段階で見込額を算定することは難しいですが、税収が増えることは間違いございません。また、固定資産税としまして、現在公表しております企業の設備投資額が691億円ということでありまして、固定資産税率1.4%を単純に掛けますと、約9億6,000万円の固定資産税が増えることとなります。税の増収分において、国の普通交付税が一部減税となることから、村税、村全体としては今回691億円の投資に対しまして、約3億円の増収になると見込んでおります。

今後、企業様がそれぞれ操業を開始されると、通勤時間帯の工業団地の周辺の交通渋滞などの問題も懸念されるおそれもございますが、まずは、全区

画において村として操業開始に向けた各企業様のお手伝いをするを優先して、この第二鳥子工業団地が通称にもあります「未来」に向けて、これからの村の発展の一助となるよう進めていきたいというふうに思っております。

それから、もう一点お尋ねがございました生コン舗装等の農業用施設の復旧につきましては、今回上げております予算の中で、地元の方々と相談をしながら復旧していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○8番議員（山下一義君）今回の質問で私が最も注視してこの質問をしましたのは、やはりこれまでの土地、約12haありましたけれども、この土地が2種農地、あるいは村税が恩恵を受けていない山林や荒れた土地でありました。この土地が今のこの造成によって、今言われましたように3億円以上の村にとって村税が、皆さんに、この村が恩恵を受けるならば、やはり住民の、手放した地元の地権者の方も安くで手放されましたけれども、恩恵を受けるならば大変喜んでいいることと思います。

そしてまた、地元の波及効果として今いろんな話が出ております。県道の山西大津線の土地にコンビニの話、それから喫茶店が新しくできるような話も来ております。ですから、恩恵としてそういうところもやはり地元の方にはうれしい話もありますので、大変喜んでおります。

また、県道山西大津線、これが今までSカーブがありまして、大変交通に不便な県道でありましたけれども、これがこのSカーブをなくすことによって、大きな交通事故等の減少の恩恵を受ける、そういうところも大きな、地元としては、また村としても住民の方にとっても、この波及効果として喜ばしいことだと私は思います。ですから、いち早く第二工業団地の企業さんの発展を願って、この質問を終わりにしたいと思います。

それから、さっき言われた農地の生コン舗装、農道の。これは今まで私たちがあそこの農道の生コン舗装とU字溝は設置しておりますので、元どおりにしてもらいように地権者の方も言われておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。その結果はまだ分らないですね、するか、せんかは。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）工事によって不便になった点については、農家さんとか近隣、地権者の方と話を伺って、適切に復旧したいというふうに思っております。以上でございます。

○8番議員（山下一義君）それでは、次の質問に移らせていただきます。村職員管理職手当について質問させていただきます。

県内自治体の平均と比べて、手当が少ないと聞いております。管理職はその職責の重さから、行政運営において非常に重要な役割を担っております。

村民のサービスの向上や部下の指導、育成、そして、組織全体の調整役を果たす管理職は、特に多大な重責を担い、長時間にわたる勤務を強く強いられております。しかし、この働きに対して十分な報酬が支払われているかどうか、また、管理職手当が役割に見合ったものであるか、これについて重要な課題となっております。聞くところによりますと、本村の管理職手当は県内自治体の平均と比べて少ないと聞いております。今後増額する考えはあるのか、村長にお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の管理職手当につきましては、他町村との比較において、その額が低いというふうに認識をしております。総務課長手当については、たしか下から2番目ぐらいだったというふうに思っております。このことにつきましては、職員のモチベーション、組織の安定性、そして住民サービスの質の観点から、極めて重要な課題というふうに受け止めております。県内平均との比較も含めまして、他の自治体、市町村との公平性を確保しつつ、本村の財政状況であったり、人事運用の状況を踏まえた上で慎重に検討する必要があるというふうに考えております。今後、市町村平均を視野に入れて、関係法令の整備も含めた実施に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、先日開催されました区長会議におきまして、民生委員等の各種委員等への報酬が、その職に合う報酬に改善できないかのご指摘もございました。最近、物価上昇等において、その職責よりも報酬が安いとかという話があるようでございます。今後、このような案件も踏まえた上で、村の諮問機関により協議を進めていく必要があるというふうに考えております。

本村管理職手当の詳細につきましては、ここに幹部がいますけれども、自分のことなのでなかなか説明できないかと思っておりますけれども、この後、総務課長より説明を申し上げます。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）山下議員のご質問にお答えしたいと思います。

今現在の村の現状と、近隣市町村における管理職手当の熊本県内全市町村の平均についてお答えしたいと思います。

まず、本村の課長手当は現状、今、一律3万円でございます。

熊本県内全市町村の平均としましては、総務課長級が4万3,053円、その他課長級で3万6,643円となっているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）山下議員、続けてください。

○8番議員（山下一義君）ありがとうございます。

財政状況を考慮しながら慎重に検討を進め、県内平均、ほかの市町村との公平性を確認した上で、実施に向けた取組が必要だと考えます。

また、先ほど村長のほうから答弁がありましたように、民生委員の成り手不足の話も伺っております。先ほどあります職員に見合う報酬という言葉が出ました。ぜひ検討していただき、諮問機関での協議により、職責に見合った報酬の実現に向け実行していただくことを期待しております。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（西口義充君）時間的な問題がありますけれども、このまま続けていいですか。はい。

受領番号4番、6番議員、坂本隆文君、件数3件、発言を許します。

（6番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○6番議員（坂本隆文君）6番議員、坂本です。

通告書に従い、3つ質問を行います。

まず、1つ目です。大切畑ダム跡地についてです。

熊本地震で壊れた大切畑ダムの堤体工事が、来年3月頃には完成予定と聞いております。そうなれば、農業用水路に水が流れ、長年できなかった田んぼがやっとなできると喜ばれると思います。

また、ダム自体が南側に移動し、埋立地をどう使うのかの検討委員会が10回ほどありました。私は初めから参加しておりまして、県職員の方も後々を含めて15人ほどが毎回参加されるようになっておりまして、その中の内容で、要望としてサッカー場を造ってはどうか、野球場を造ってはどうか、広場で小さい子どもが遊べる場所を造ってはどうか。そうなると、トイレも造ってほしい、備品を入れる倉庫が必要ではないか、更衣室やシャワールームが必要ではないかなどの様々な意見が上がっております。

私はその中からだんだん絞られて、こういったものを造りますと明確な答えが県から出るのだと思っておりましたが、あまりそこまで絞られた答えは出ておりませんでしたので、現在この跡地をどういった感じで完成するのかを県と村と跡地利用の話があっているのか。あっていれば、どのような話で進んでいるのかをお聞きします。

○議長（西口義充君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）それでは、坂本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、大切畑ダムの進捗についてご説明いたします。

現在、令和8年度のダム堤体の完成に向けて工事が進められていまして、併せて来年の水稲作付に間に合うよう、来年4月から農業用水の供給を開始する予定であるというふうにご伺っております。大切畑ダム流域の農家の皆様

におかれましては、これまで順番での代かき、ブロックローテーション等を用いてご理解とご協力を賜っておりまして、もう本当に心より感謝を申し上げます。

ご質問の件につきましては、議員の皆様もご承知のとおり、新しいダム堤体は南側へ約237m移動することから、元のダムの位置に跡地ができることとなります。この下流側の跡地は、全体面積が約3.3haございます。このうち平場として活用できる面積は、約1.2haと伺っております。

このため、県と村で跡地を有効利用できないかということで、利用検討をこれまで重ねてまいりました。跡地利用検討につきましては、令和5年度から地元議員、坂本議員を含めまして地元区長、小森土地改良区、ダム復興事務所を交えて、役場職員も当然なんですけれども、意見交換、検討を重ねた結果、建築物は設置せず、多目的広場として整備するという方向となりました。その後、令和6年度から本年度にかけて、跡地も県有地であるために、もともとの跡地が、事業実施主体をどのようにするのか、後の維持管理をどのようにするかなど、費用負担も含めたところでこれまで県と協議を進めてまいりました。

協議の中では、村負担を極力少なくできるよう県へお願いし、その結果、跡地についても県所有のまま整備を行い、整備後も県で管理するとの本当に大変ありがたい回答を今年7月に県農地整備課より受けることができました。今後の整備予定につきましては県の予算を伴いますので、詳細はこの場では控えさせていただきたいというふうに思っております。

県は現在、ダム堤体の完成を最優先とされておりまして、跡地以外のダム管理道路など周辺整備につきましては、令和8年度からと伺っています。このため、ダム新堤体完成後も跡地はしばらく未整備のままであるというふうに思っています。ダム堤体は災害復旧事業であり、跡地の整備は次年度以降、別事業で取り込まれると伺っておりまして、同時進行はなかなかできないんじゃないかというふうに村としても予測をしています。この点は村民、議員各位、ご理解いただければというふうに思います。

いずれにしましても、ダム堤体の完成はもとより、周辺整備、跡地の整備などが完了し、西原村にとって、住民さんにとってよりよいものができるよう、県と連携を図りながら取り組んでいきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

この広場的なものは、令和8年に別事業ということで県がされるということで、まずは一安心しております。先日も副村長のほうが言われまして、相

当ご尽力いただいたと思っております。感謝しております。

また、地震後に上の間にある道が、新しく迂回路としてできましたけれども、こちらのほうが大切畑ダムの工事で結構ぼろぼろになって、継ぎはぎの状態になっておりますので、住民説明会のときにこの道は修理してくださいというふうに一番初めに言ったら、ここは通りませんというふうに県から回答をいただいていたところ、相当の台数がダンプが通っております。こちらのほうもせっかく新しい道できれいな道でしたので、継ぎはぎの修理ではなくてやり直しというか、アスファルトを剥いで、またアスファルトをしていただくようなことを、またこちらのほうも県に切に願っていただけるように思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）お尋ねの村道袴野大峯線につきましては、議員ご指摘のとおり、舗装面のひび割れであったり、くぼみなども結構見受けられまして、もう本当、継ぎはぎになっております。これにつきましては、既に県にダム復旧完了後に舗装復旧してくださいということでお願いはしているところでございますけれども、再度、確認の意味も含めて県のほうへ要望したいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）続けてください。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。修理のほうは継ぎはぎの修理ではなく、きれいな修理にさせていただきたいと切に願っております。

2つ目の質問に入らせていただきます。泉力の湯の跡地利用についてです。

大切畑ダムの跡地利用と泉力の湯の跡地利用については、過去に数回、桂議員も私も質問しております。ここの駐車場は熊本地震後、復旧工事の資材置場であったり、事務所を奥のほうには建てておられたりとかしておりましたが、もう資材置場のほうは現在使用されておられませんので、また、周りが草がぼうぼうと茂った状態になっております。

村がこの土地を購入後、十数年たっております。この場所は萌の里やお店もたくさんある道沿いであり、大変よい場所であると思っておりますが、この土地の利用、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）議員のご質問にお答えいたします。

本件につきましては、過去の定例会においても、先ほど申されましたとおり、桂議員をはじめ複数の議員の皆様からご質問いただいております、その都度答弁をしてきた経緯がございます。

まず、改めて泉力の湯の跡地を村有財産とした経緯について少しご説明させていただきます。この施設跡地につきましては、平成27年3月24日付公告

の熊本地方裁判所による不動産競売物件であり、当村はそれ以前から宗教団体の進出を目的とする灰床地区開発の阻止運動を村民全体で進めていました。このこともあり、この施設への宗教団体の競売落札を危惧する声が地元より上がり、小森東区と美晴台地区の区長連名による泉力の湯購入に関する要望書が村に提出され、議会の承諾の下、競売に参加し、結果として落札し、村有財産というふうになっております。このような経緯により購入した物件であることから、これまで村としても売買相手先を決めるに当たっては、より慎重に行ってきたところでございます。

現在、既存の建物につきましては、熊本地震による被害に加え、過去に実施しました建物の耐震調査においても、公共施設としての再利用が困難であるとの判断が示されております。そのため、現状においては既存建屋の解体を前提として検討せざるを得ない状況でありまして、仮に民間活用や土地の売却、貸付けなどを行う場合においても、建屋の解体費用を含めた契約内容を前提とする必要があると認識しています。

よって、例えば既存施設の解体を含めた新たな公共施設の建設であったり、信頼できる民間企業からのプレゼン方式などの公募など、今後、多方面からの意見を聞きながら、検討委員会の設置も視野に入れて、慎重に検討を進めていきたいというふうに考えております。しかしながら、現在この施設跡地につきましては、大切畑ダム建設の事務所利用等を目的としまして、令和9年5月末までを予定として、現在のところ熊本県へ行政財産使用として許可をしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、跡地利用につきましては長年にわたり進展していない状況ではありますが、これまでの取得経緯、宗教問題への配慮、解体費用を含めた財政的な課題、そして地域の皆様の不安解消という観点を総合的に踏まえまして、早急な判断は避けつつ、真に村民の皆様の利益につながる形で利活用が図れるよう、村としても慎重に継続して進めていきたいというふうに思っております。

また、ちょっと草等で荒れているということなんで、そこは総務課のほうで今後、住民に迷惑がかからないように管理していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○6番議員（坂本隆文君）草のほうが相当周りに生えておりますので、一回全部切っていただければと思っております。

また、先ほどの話では、令和8年に堤のほうの部分が県のほうで整備されるということで、それに併せたような感じで何か上のほうも扱っていけるようになれば、同時にできるような形も面白いのかなというふうには思ってお

ります。何せもう十数年、平成27年からということで大分たっておりますので、温泉とかも使えないんじゃないかなとか、一度そういう確認もしていただければと思っております。

続きまして、3番目の質問にまいります。甘藷の基腐病についてでございます。

基腐病の現状と販売への影響についてということで、昨年度から西原村に基腐病が発生してまいりました。西原村の農家の方々が、カライモがあるから私たちは豊かな生活ができる、カライモがあるからほかの野菜も植えて、安くなっても対処できるというふうに話されておまして、また、産業課の方々、役場職員の方々には企業とつないでいただいて大変感謝していますと言われておられました。

吉井村長が基腐病を撲滅するというので、薬剤の全額補助を打ち出されておりましたが、今年の基腐病や収穫はどうだったのか、また、販売への影響はどうかをお尋ねします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）議員のご質問にお答えいたします。

近年、九州各地を中心に発生が確認されておりますお尋ねの基腐病につきましては、カンショの収量、品質の低下を招く大変厄介な病害であり、本村主力作物でありますカンショの生産基盤を本当に揺るがしかねない重大な課題であるというふうに認識をしています。

昨年度、本村におきましても基腐病の発生が確認されまして、議員皆様のご理解をいただいて、防除対策予算を確保していただきました。これまで生産者の皆様のご尽力、ご協力の下、防除対策を講じてきたところでございますが、村のホームページ、公式LINEでも周知をさせていただきましたように、今年4例、シルクスイートで2例、紅はるかで2例の基腐病発生が確認されているところでございます。

発生の確認を受けまして、感染のリスクが高まっていることから、改めて知識と対応策を共有する必要があるというふうに判断しまして、カンショ生産者の方を対象に急遽、10月27日に研修会、75名参加ということで開催しております。また、11月18日につきましては、村内の主要生産農家代表者など12名の方で甘藷品質向上検討委員会を開催しまして、防除マニュアルの見直しを行い、全ての生産者さんへ新しいマニュアルの周知を行っているところでございます。

村といたしましても、西原村カンショ、カライモの産地維持及び基腐病感染拡大防止のため、継続して防除対策に全力で支援を行っていく考えでございます。

このご質問の詳細につきましては、この後、産業課長が説明いたします。

○議長（西口義充君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

基腐病の現状につきましては、先ほど村長からもありましたように、昨年に引き続き4例の基腐病が確認され、大変心配をしているところでございます。発生が確認された圃場の方につきましては、個別に封じ込め対策や今後の対応の説明及び指導を行い、また、改めて西原村サツマイモ基腐病防除対策マニュアルの説明、指導を行ったところでございます。

カンショにおける販売への影響と現状ですけれども、令和7年8月に行われました令和6年度のJA阿蘇西原甘藷部会総会資料によりますと、令和6年産につきましては出荷量1,636t、対前年比91.7%、販売額、税込みでございますが5億3,561万7,154円、対前年比87.8%、販売キロ単価301円、対前年比94.9%となっております。

また、熊本県経済連によりますと、県全体におきましては、販売額は対前年比95%、販売単価につきましては106%となっております。令和6年産は空洞症による出荷量の減少が起こったため販売額が減少し、品薄感が増しまして販売単価の増加となっていると伺っております。現在のところ、基腐病による市場への影響はこちらとしてはないと認識をしております。

本年産のシルクスイートに関しましては、夏場の少雨高温の影響によりまして、大きさとか収量に差が出ているようですが、市場にて引き合いの強い中心階級のサイズのものも多く、販売価格もまずまずと伺っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○6番議員（坂本隆文君）今回の販売価格はまずまずということですが、収量的には下がっておるとのことと、また、基腐病だけではなくて、空洞病も出ているということで、引き続きこちらの対策もしていただきたいと思いません。

昨年度より基腐病緊急対策補助金として薬剤の補助をされたところですが、その効果はどうだったかをお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）補助金の効果としましては、まだ1年目でございますので評価することが難しいですが、先ほど申し上げましたように、今年度4例の基腐病が確認されていますが、この4例とも補助を活用されていない例ということで確認がなされておまして、現在のところ、基腐病緊急対策補助金は一定の効果があったものというふうに捉えております。

今後防除対策につきましては、研修会、農家さんやJAさんと連絡を密

に取って、継続して周知をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○6番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。今の話でいきますと、基腐病の4例というのは、この防除対策をされていなかったということで、やはりカライモを植えられている農家さん全部に対策が行き届くような、一件一件されていないところにもお話をさせていただければと思っております。この基腐病の緊急対策の補助金についてですが、来年度からの方針はいかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）この基腐病緊急対策補助金につきましては、村としましても西原村産カライモ、カンショの産地維持及び基腐病感染拡大防止のため、国等の有利な財源を見極めながら、できる限り継続して防除対策に支援を行ってきたいというふうに思っております。新年度予算でも検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）まとめてください。

○6番議員（坂本隆文君）はい、まとめます。西原村も農家の方もこのカライモに大変助けられております。基腐病対策として国・県の補助金を第一に考えて、それがなければ村単独でも補助金を出して、まだ基腐病が広まっていない段階で撲滅していただきたいと思っております。若手農家の方々もだんだんと増えておりますので、この子たちを落胆させないように、村と生産者と協力しながら撲滅にぜひ取り組んでいただきたいと思っております。終わります。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午後 0時05分）

（午後 1時10分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号5番、4番議員、尾崎幸穂君、件数3件、発言を許します。

（4番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○4番議員（尾崎幸穂君）4番議員、尾崎です。

通告書に従い3件の質問をさせていただきます。

まずは、お忙しい中、大変多くの方に傍聴にお越しにいただきありがとうございます。最近、傍聴される皆様が増えていることを大変心強く感じております。傍聴者が増えるということは、それだけ村政への関心が高まっている表れであり、議会にとっても大きな励みとなっております。最後までお聞きいただければ幸いです。

まず、1件目、村内小中学校の体育館へのエアコン設置について。

今議会において、学校体育館空調設置工事設計業務委託料として2,431万円が補正予算に上程されていることについては、本村が体育館空調設備に向け、具体的かつ現実的な検討段階に入ったものと受け止めております。近年の猛暑は年々厳しさを増しており、体育館は体育授業や部活動、学校行事などで日常的に使用されている教育施設であると同時に、災害時には地域住民の命を守る重要な避難所としての役割も担っております。本村体育館の耐用年数は3校とも47年ですが、現在、西原中学校は築18年、山西小学校、築28年、河原小学校、築31年と、今後も相当期間の使用が見込まれる施設であります。

また、児童・生徒からは、夏は暑いという切実な声上がる一方で、保護者からは、自分たちの時代はエアコンがなくて当たり前だったという意見もあり、世代間での受け止め方に差があることも事実であります。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境や気候条件は大きく変化しており、教育現場の安全確保は現在の基準で考える必要があると考えます。

そこで質問いたします。

各校体育館の使用状況及び暑さが児童・生徒に与える影響について。

体育館は、体育の授業や部活動、集会、式典など、年間を通じて幅広く使用されています。特に夏場においては、高温環境により活動時間の短縮や制限を余儀なくされている場面もあると聞いています。そこで、各体育館の年間を通じた使用状況、夏季の暑さが児童・生徒の健康状態や学習、運動活動にどのような影響を与えているか。熱中症予防のために現在講じている対策と、その課題について、以上3点、まずお尋ねいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

（教育長 中村賀一君 登壇 答弁）

○教育長（中村賀一君）まず、尾崎議員におかれましては、平素から本村の教育行政に対するご理解並びにご支援を賜り感謝申し上げます。

ご質問にお答えさせていただきます。

まず、各小・中学校の体育館は、授業や集会、部活動だけではなく、地域活動の場としても不可欠な施設でございます。しかし、この近年、厳しい気象条件下におきましては教育活動に制限が生じているということが各学校への調査を通して明らかになっております。

まず、各小・中学校の体育館は、児童・生徒が日常的に使用する学習の場であり、使用頻度としましては、時期にもよりますが、各学校においておよそ1日当たり2時間から4時間程度使用しており、教室に次ぐ教育活動の場となっております。

次に、夏場の暑さが児童・生徒の健康状態や体育活動に及ぼす影響としま

しては、熱中症の危険性が高まることはもとより、運動時間を調整したり、運動強度を軽減したりするなど、配慮しなければならない点が多々ございまして、以前にも増して健康管理に係る対応を余儀なくされております。

熱中症予防対策としましては、夏場の体育館を活用した授業において、活動中の水分補給を促すなど、熱中症の防止に努め、特に中学校の夏場の部活動においては室温が高くなる時間帯を避け、活動終了時刻を午前10時半に設定するなどの措置を取っております。

また、この開業日におきましては、気温が極端に高かったり低かったりする場合には、基本的に今度体育館での集会活動を行わずに、オンラインで実施をしたり、エアコンがありますランチルームで実施をしたりする場合がございます。

加えて、各学校における暑さ対策としましては、暑さ指数測定器がございますので、これを活用しまして、しっかりと確認をしながら活動実施の有無や時間短縮等に努めております。

しかしながら、そういった状況下におきましても体調不良を訴えるケースも多々生じております。また、この暑さ対策としまして外遊びを禁止する際も、体育館を活用しようとしても体育館内の気温が高過ぎたり、湿度が高過ぎて使用できないという報告も受けております。

そうして考えた場合、児童・生徒の命と健康を最優先することは教育行政の責務であり、空調設備の導入は緊急性の高い事案であると捉えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）体育館空調設備の必要性についてお尋ねする予定でしたが、もう今議会に予算として上程されていることで、本村としては体育館への空調設備が単なる検討段階ではなく、必要性を認識した上で、具体化に向けて進んでいるものと受け止めております。

体育館は、児童・生徒が日常的に使用する施設であると同時に、災害時には高齢者や乳幼児、要配慮者を含む住民が長時間滞在する避難所ともなります。近年の猛暑の中では、空調設備のない避難所が健康被害を引き起こすリスクも指摘されています。

また、本村では、既に西原村学校規模適正化検討委員会が設置され、将来的な学校の統廃合も含めた総合的な検討が進められているところであります。そこでお尋ねいたします。

今回、体育館空調設置工事に向けた設計業務委託費を予算計上されていますが、村内の小・中学校3校分の全部の設計委託料なのか。もう一つ、将来的に学校規模の変動や再編が想定される中においても、体育館空調設備は、

今整備しておくべき安全対策であるとの認識に変わりはないのか、以上2点お尋ねいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

○教育長（中村賀一君）ご質問にお答えいたします。

今回、予算計上いたしました設計業務委託料は、村内にあります各小・中学校の体育館を全て対象とした空調設備設置工事の設計費用でございます。これは、3校の体育館や空調設備導入を確実にを行うために、まず設計業務を一括で発注し、効率的に整備を進めることを目的といたしております。

また、議員のご指摘のとおり、現在、西原村学校規模適正化検討委員会におきまして、将来的な学校規模の在り方等に関する議論がなされております。しかしながら、将来的に学校の統廃合があったとしても、体育館は災害時における住民の生命を守る避難所として、また地域住民が集う地域コミュニティーの施設としまして、その役割を存続させ、活用していく方針でございます。このため体育館の空調設備の整備は、学校の統廃合とは切り離して、今整備しておくべき安全対策として強く認識しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）3校とも一応設置の予定ということで進めていることを認識しました。学校体育館空調設備設置に関わる費用及び財政的な見通しについてお尋ねいたします。

今回上程されている委託料は、今後の工事費算定や整備手法、段階的整備の可能性を検討するための重要なステップであると考えます。そこで、体育館空調設備設置に関わる概算事業費について、現時点でどの程度の金額を想定しているのか。国や県の補助金、交付金など財政支援制度の活用の可能性についてどのように検討しているのか。学校規模の変動や将来的な再編を見据えた中で、財政負担を抑えつつ、どのような整備方針、スケジュールを考えているのか。以上3点お尋ねいたします。

○議長（西口義充君）教育長。

○教育長（中村賀一君）ご質問にお答えいたします。

設置費用及び財政的な見通しにつきましては、空調設備の設置に多額の費用が見込まれます。現時点におきましては、概算事業費は1校当たり1億円程度と見込んでおりまして、まずは設置に必要な初期費用の財源確保に重点を置きまして検討を進めております。

初期費用に加え、設置後のランニングコストや維持管理費用につきましても、今後導入を計画する中で、慎重に試算をしながら中長期的な財政負担に耐え得るよう検討を進めてまいります。

設置費用につきましては、国が創設しております空調設備整備臨時特例交

付金を活用しながら、特に事業費の部分の2分の1の補助がございますので、これを活用しながら、残りの地方負担分につきましても地方債を活用しまして、その元利償還金の50%が交付税措置がされておりますので、村の実質的な負担を軽減できると考えております。

今後の整備方針につきましては、国のほうの交付金の活用により整備を進めた場合、工事着工は早くとも令和9年度中になると見込んでおります。実際にエアコンの稼働は令和10年度からと想定をしております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）体育館は、子どもたちが日常的に使う場であると同時に、避難所でも運営されております。近年の厳しい暑さを考えると、空調設備があるかどうかは、単に快適かどうかという問題ではなく、健康や安全を守るための最低限のインフラだと考えます。今後も使用されていく体育館については、今の子どもたちのため、そして将来の災害に備えるという点からも、今の段階で整備を進めていく意義は大きいものだと理解しました。

今後は、国や県の補助制度を最大限に活用しながら財政負担にも十分配慮しつつ、着実に整備が進められていくことを強く要望いたします。引き続き、子どもたちの安全な学習環境の確保と、地域住民の命を守る避難所機能の強化という視点を大切にしながら、本事業が着実に前進することをお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

2点目に移ります。

骨髄等移植ドナー助成支援事業について。

骨髄・末梢血幹細胞の提供に関する支援制度についてお尋ねいたします。

皆様ご承知のとおり、白血病などの血液疾患を抱える患者にとって、骨髄や末梢血幹細胞の移植は、命をつなぐための極めて重要な治療法であります。しかし、提供する側であるドナーには、健康診断や事前検査、入院、採取に伴う休暇取得など、一定の負担が生じるのが実情であります。こうしたドナーの負担を軽減し、提供しやすい環境を整えるため、全国の多くの自治体では、骨髄等移植ドナー助成支援事業を導入し、休業補償や交通費等の支援を行う取組が広がってきております。患者の命を救う善意の行為を社会全体で支えるという趣旨からも、大変意義のある施策であると考えています。

そこで質問いたします。

本村においても骨髄・末梢血幹細胞の提供者に対する骨髄等移植ドナー助成支援事業を導入する考えはないでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君） それでは、尾崎議員のご質問にお答えいたします。

骨髄や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良貧血などの病気によって正常な造血が行われなくなってしまった方の造血幹細胞を健康な方の造血幹細胞と入れ替えることにより、造血機能を回復させる治療法で、多くの方が移植を希望されております。

骨髄などの提供者をドナーといいまして、全国では約56万人のドナー登録者がいますが、実際移植に至るのは6割程度となっております。移植に至らなかった4割は、健康上の理由を除き、都合がつかない、仕事を休めないなどの理由で断念されるケースがございます。ドナーに選定された場合、約1週間から10日間の面談、通院、入院が必要となり、経済的負担も大きくなります。

このような状況の中、尾崎議員から提案がありました骨髄等移植ドナー助成支援事業の導入を検討するに当たり、事業の概要及び県内市町村の導入について、まず保健衛生課長より説明いたします。

○議長（西口義充君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君） 尾崎議員の質問にお答えいたします。

熊本県内では、ドナーの経済的負担の軽減及び骨髄ドナー登録者の推進を目的として、骨髄等を提供したドナーに助成金を交付する事業を10市6町が実施しています。

制度の内容といたしましては、どの自治体も骨髄等の提供に要した日数に対して1日当たり2万円を助成するもので、上限を10日及び20万円としております。近隣であれば、阿蘇市、合志市、大津町、菊陽町、御船町などが制度化しているようでございます。

なお、この事業の財源につきましては、熊本県が2分の1を負担することとなっておりますので、自治体の負担は1人1回当たり10万円が上限となっております。

対象者は、次の要件を満たした方になります。

骨髄等の提供をした日において、その自治体に住民登録がある方。全部、または一部の期間、有給休暇や賃金を生じ得る特別休暇を取得していない方。他の地方自治体が実施する同様の助成金を受けていないこと。市町村税等の滞納がないこと。暴力団員でないこと等があります。

助成の対象につきましては、健康診断のための通院、自己血採取のための通院、骨髄採取のための入院、その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院等になります。

申請の期限は、骨髄等の採取が完了した日の翌日から1年以内となっております。

令和6年度の実績を確認したところ、熊本市が10件、合志市3件、それと菊陽町が、令和5年に1件あっているということを確認しております。

説明は以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）近隣自治体でもこの支援を行っていることもあり、本村でも行っていければなど考えております。ドナーになった数も比較的に少ないことから、財源に関してもそこまで負担は少ないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）この件に関しましては、少し調べましたところ、本村においても今年度、今年1名ドナーに選定され、骨髄移植を提供した住民さんがおられたと聞いております。村としましては、ドナーに選定された方が、経済的な不安を少しでもなくして協力していただけるよう、そして、1人でも多くの患者さんを救うことができるように、事業実施に向けて既に実施されている自治体の条例等を参考にしながら整備を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）ドナー支援制度、ほかの自治体を参考に進めていくという答弁をいただきましたので、ここで実際に骨髄移植ドナーとして協力された方のお話を紹介させていただきます。

この方は、県内の病院で骨髄提供を行いました。通院は3日程度、入院は四、五日程度でした。勤務については特別休暇を利用して対応され、経済的負担についても公共交通費やガソリン代は支給され、入院準備費として5,000円の補助が受けられたとのこと。この方は身体的な負担、痛みやそういうものはほとんどなかったとのこと。ただし、県外の病院で提供する場合は、通院や入院にさらに日数がかかることも予想されます。経済的負担、また身体的・精神的負担も増える可能性があります。今回の例では直接的な負担はありませんでしたが、制度の整備により全てのドナーが安心して提供できる環境を整えることが重要だと考えます。

こうした体験からも明らかなように、骨髄・末梢血幹細胞の提供は、患者の命を救う非常に尊い行為であり、ドナーに負担をかけずに協力していただく環境づくりは社会全体の責務だと考えます。村としてもこの制度整備を契機に、ドナーの皆様が安心して提供できる環境を早期に整え、命を救う善意が確実に支えられる体制を構築していただきたいと強く期待いたします。

そして、私たち議員も含め、村民の皆様におかれましても、こうした支援制度の重要性をご理解いただき、未来の命を救う善意の輪を広げる一助とし

て、ぜひ骨髄・末梢血幹細胞ドナーへの協力についてご関心を持っていただきたいと思います。

続いて、3問目の質問に移ります。

特定健診・がん検診の受診率向上について。

医療費の増加や人口構造の変化が進む中、医療制度の見直しに向けた議論が進んでいます。12月9日の熊日新聞でも報じられましたが、厚生労働省は、社会保障審議会の部会で、原則3割負担となる年齢区分を69歳から70歳以上に引き上げ、窓口負担を細分化し、2.5割などを新設する。3割負担となる現役並みの所得基準を見直すなどの案を選択肢として提示したとされています。

このように国全体で医療費の在り方が議論されている中、地域としても住民の健康を守り、医療費の増加を抑制していくための取組が、これまで以上に重要になると考えています。その上で、住民一人一人が元気に暮らせる期間を延ばす、いわゆる健康寿命の延伸や医療費の適正化を図ることは、どの自治体においても大きな課題であり、本村も例外ではありません。特に生活習慣病の早期発見、予防、そしてがんの早期発見のためにも、特定健診やがん検診の受診率を高めていくことが欠かせず、住民の健康を守る基盤となるものです。村としても、これまで様々な受診勧奨策を行っており、一定の成果が上がっていることは承知しています。しかし、一方で、若年層や働き盛り世代の受診率が依然として低迷しているなど、なお改善すべき課題があることも事実だと考えております。

本村の健診受診者数を示したグラフや表をタブレットに掲載しております。傍聴者の方には紙の資料がございますので、併せてご確認ください。

本村の特定健診の受診状況について、まず1ページ目をご覧ください。

国民健康保険加入者の特定健診受診率は、令和2年の61.54%から令和6年度の58.03%へと横ばいながらも5年間でやや低下。

次のページ、紙の資料では裏のページです。資料2枚目の年代別に見ると40歳から64歳の働き盛り世代の受診率が低い傾向が続いており、直近の令和6年では、40から44歳が44.4%、50歳から54歳が47.8%、60歳から64歳までが44.4%と、5割を下回る世代が多くなっております。一方で、70から74歳では65.4%と、高齢層になるほど受診率が高くなる傾向も見られます。

こうした状況を踏まえ、本村として特定健診の受診率が横ばいで推移している理由。そして若年層から現役世代の受診率が低い背景をどのように分析されているのかが1点。

次に、がん検診については2枚目の資料をご覧ください。

一番下の段、がん検診の全体の受診者数は、令和2年度の3,914人から令和6年度の4,057人と大きな減少はありませんが、項目別に見ると、胃がんやマ

ンモグラフィーは減少傾向が見られ、一方で肺がん検診や大腸がんはおおむね横ばいで推移しています。

本村の場合、がん検診は、集団検診以外にも職場や医療機関で受ける方が多く、全体としての受診率を把握しづらい面があると理解していますが、その中でも可能な範囲で現状分析を行う必要があると考えます。

そこで、検診項目ごとの受診状況や把握しているデータを踏まえ、本村のがん検診の状況をどのように捉えているか。この2点をお伺いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

村では、毎年、春と秋に幾つかの健診をまとめて実施している集団健診を行っているところでございます。内容につきましては、国民健康保険の被保険者のうち、40歳から74歳までの方が対象となる特定健診、20歳以上の全住民が対象となりますがん検診、75歳以上の方が対象となります後期高齢者健診、20代、30代の国保加入者を対象としました村独自の取組であります生活習慣病早期発症予防健診がございまして。

今回、ご質問がありました特定健診につきましては、安定した社会保障制度の持続のために国が平成20年から始めた生活習慣病予防、いわゆる予防可能な疾患に対しての診察でございまして。

また、がん検診に関しましては、健康増進法に基づく全ての住民が対象で、がんの種類により受診できる年齢と性別が変わってきます。最も若い方で、20歳の女性であれば、子宮がんの検診を受けることが可能であります。特にがんは、初期のうちには自覚症状がほとんどなく、体調に問題がないと思っても病気が進行している場合があります、そこで役立つのが定期的ながん検診であるというふうに思っております。私も若い頃、26歳の頃にがんを患った経験がございまして、若くてもがんにはなるんだということを身をもって認識しているところでございます。

尾崎議員よりご質問のありました本村の特定健診の受診率が横ばいで推移している理由、若者から現役世代の受診率の分析及びがん検診の現状や課題につきまして、保健衛生課長より説明いたします。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

本村における特定健診の受診率は、先ほど尾崎議員が申されましたように、近年60%前後で推移している状況です。受診者は、社会保険の適用拡大や75歳以上の後期高齢者の増加により国保の被保険者が減少しているため、毎年減少傾向にあります。

このような状況ではありますが、村といたしまして受診率60%を目標と定

めて勧奨通知の工夫、一定年齢の方への割引クーポン発行など、受診率向上に向けた取組を行っており、横ばい状況が続いている状況にあると考えております。

また、若年層の受診率が低いの中には、若年層の健康意識の低下、受診の重要性の周知不足なども考えられます。それと、これもよく聞くことですが、かかりつけ医に定期受診しているから健診は必要ないと考えられる方が一定数いるというのも原因の一つだと考えております。

がん検診につきましては、早期発見・早期治療が重要であると考えておりますが、特定健診と同じく、若年層や現役世代の受診者が少ない傾向にあります。そこで、少しでも受けやすい環境を整えるために、各種がん検診の土日での開催や特定健診と同時開催で行えるようにする取組を行い、早い時期から定期的に受診しやすい環境を整えていくことが必要だと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）ただいまの答弁では、受診率が横ばいに推移している背景として、社会保険の拡大により国保の保険者が減少している。あとは、75歳に達したので対象外になっている。また若年層を中心とした健康意識、健康の大事さの周知があまり不足しているのではないか。あと、かかりつけ医に通っているから健診は不要と考える方の存在が要因として挙げられました。

また、がん検診については土日の開催が必要だというような、土日開催、土日健診と、土日や特定健診とがん検診の同時実施ですか。受診しやすい環境づくりを行っているということですか。

こうした要因は、前から一定程度指摘されていた課題であったと思います。これを行った後、引き上がったのかということところはちょっと後でお伺いするとして、これまでの取組の成果を整理して、より効果的な受診勧奨や周知の在り方を検討していく必要があると考えます。

そこで、現在行っている受診勧奨や周知活動について、先ほど割引クーポンの件が出ましたけれども、受診者への商品券などの報酬、広報、ホームページ、防災無線などによる周知といった取組を今までやってこられたと思います。また、若年層向けに生活習慣病早期発症予防健診、その取組が進められていることも承知しています。

こうした取組により、対象者が減少する中でも受診率が大きく落ちていない点は一定の成果だと評価はできます。しかし一方で、タブレットでは4ページ目、紙のやつでいくと2枚目の裏面です。若年層の健診受診率を見ると、令和2年度は33%、それ以降が20%台となっております。依然として低迷し

ている状態です。

以上の点を踏まえると、現在行っている受診勧奨、周知活動について、どの取組に効果があって、どの点に改善が必要だと考えているのか。特に若年層や働き盛り世代への課題として併せて伺います。

○議長（西口義充君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

現在、行っている受診勧奨についてですが、ただいま尾崎議員が言われました取組のほかに、第1回の集団健診実施後、未受診者への勧奨通知の送付、保健師・管理栄養士による電話や家庭訪問による勧奨、村内医療機関等かかりつけ医による勧奨、また、集団健診とは別に村と契約している5か所の医療機関で受診できる個別健診があり、集団健診ができなかった方でも特定健診を受診することができます。

特に、過去に受診歴があり、前年度受診された方に対し、電話や訪問を行うことによって受診につながる人が多いようです。

また、年度末に行う健診意向調査を提出されている方で、村の公式LINEに登録されている方には、健診の直前にプッシュ通知が届くようにして、受診のし忘れを防ぐようにしています。

課題といたしましては、若くて働き盛りの方は子育てを行っている割合が高く、子どもが小さくて自分の健診どころではないといった声も聞いております。受診したくても諸事情により受診できない方もおられますので、そのような方が受診できる体制も検討していきます。

次に、がん検診の受診勧奨につきましてですが、年度末に健診の申込みを対象者全員に送付して申込みを取るようにしております。

また、乳幼児健診時に問診で確認し、未受診者には受診勧奨を行っております。

また、令和6年度よりがん検診、これは肺がん、大腸がん、超音波健診でございますが、特定健診と併せて受けるセット健診をはじめ、費用を安くして受けやすい取組も行っております。

がん検診につきましては、子宮がん検診のみではございますが、個別検診を行っております。

今後は医療機関や検診機関と協議を行い、個別検診が行える体制を整えていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）続けてください。

○4番議員（尾崎幸穂君）多様な取組がされてきましたが、この取組によって受診率が大きく落ちていないということは一定の評価となりますが、若年層の受診率は依然として低い状態であります。

一般的にこの世代は平日昼間の時間確保が難しい。健康意識が低いだけでなく、手続や日程調整が面倒、スマホ・ネットでの情報取得が中心などの意見があるという特徴があります。従来型の周知や勧奨だけでは限界があるのではないかと感じます。

昨日調べていたところ、市が実施している健康アプリ「もっと健康！げんき！アップくまもと」は、若年層や働き盛り世代への健康づくりの入り口として非常に有効なツールであると考えます。

このアプリは、歩数の達成や健診の受診、献血などの健康行動に応じてポイントが加算され、そのポイントに応じて協力店でのサービスが受けられたり、豪華商品への応募ができる仕組みとなっております。本村もこの健康アプリの実施自治体となっておりますが、周知の面では十分とは言えない状況ではないでしょうか。実際に健康アプリ、西原村で検索をしても、令和4年7月の広報紙の記事以外、最新の情報が確認できない状況となっております。特定健診やがん検診の実施時期、ウォーキングイベントや健康づくり事業など、イベントごとに村ホームページへ積極的に掲載し、併せてアプリのダウンロードや活用を呼びかけていくことは、若年層、働き盛り世代への効果的な周知につながるのではないのでしょうか。検診を受けなければならないものではなく、健康づくりの中で自然に取り組めるものとしての位置づけ、楽しみながら健康行動につなげていく仕組みづくりが今後ますます重要になるのではないかと考えます。

また、子宮がんや乳がん検診など女性特有のがん検診については、集団検診よりも医療機関での個別検診を希望される方も多いと考えられます。子宮頸がん検診については、個別受診を今行っているということですが、先ほどグラフでもありました乳がんのマンモグラフィー検査ですね、その検診の受診率が落ちている。これはもう一つある超音波のほうで受けている可能性もございですが、そちらのほうでも個別受診ができればなど考えております。

これまでの受診勧奨、周知活動を通じて見えてきた課題を踏まえ、今後は特に若年層、働き盛り世代に対して個別検診体制のさらなる充実、スマートフォンを活用した申込み、予約の簡素化、忙しい生活の中でも受けやすいと感じられる仕組みづくりが重要になると考えます。

今後、どのような改善策を考えられるか。また、これからの取組は、短期的な受診率向上にとどまらず、住民の健康寿命の延伸、将来的な医療費の適正化にも直結する極めて重要な施策であります。特に若い世代のうちから健診を受ける習慣を身につけていただくことは、生涯にわたる健康づくりの基盤となり、村全体の健康施策の質を高めることにもなると考えます。

そこで、最後にお伺いいたします。

特定健診及びがん検診の受診率向上に向けて、村としてどのような中長期的な目標を描き、どのような方針で体制を取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 先ほど保健衛生課長が申しましたとおり、若くて働き盛りの方の受診割合が低い状況であります。一つは、私も若い頃そうだったんですけれども、がんになるはずがないとか、そういうことも考えないような年代であったにもかかわらず、やっぱり私自身なりまして、経験して、若い方にも受診いただきたいなというふうに思っております。

病院の先生がよく言われますのが、若い方は車の車検とか、そういうのにお金をかけられるんですけども、自分の車検にはなかなかかけてくれないという話があります。そういうのも含めて、できるだけ若い方にも受診していただいています。早期に見つければ、簡単な手術であったりとか、遅れて発見されて治らないということも最近はなくなってきていますので、できるだけ自治体としても手助けできるように努めていきたいというふうに思っております。

最近の若い人は、情報取得がインターネット中心になっている方も多ことから、受診意向調査等をL o G oフォーム等を使用をして返信できるようにシステム整備を行ったり、周りの自治体をちょっと調べてみますと、町内・村内向けの商品券を500円、1,000円配って若い方に受診を応募したところ、結構受診率が上がったという実績もありますので、そこら辺、近隣市町村のいい例もちょっと勉強しながら、これから取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君） まとめてください。

○4番議員（尾崎幸穂君） 働き世代が受診しやすい体制を整えていくという村の姿勢は大変強く感じました。また、未受診者への電話や訪問など、日々現場で住民一人一人に向き合っておられる保健師さん、皆様のご努力があつてからこそ、この受診率が維持されているものと思います。きめ細やかな相談対応に当たっておられる保健師の皆様のご努力は数字には表れにくいものの、村の健康づくりを支える非常に重要な役割を果たしておられると感じます。現場で住民一人一人に寄り添いながら対応されることに、この場を借りて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

ここで、がん検診の話の延長として、1つ意見として申し添えさせていただきます。

がん検診は、早期発見、早期治療につながる重要な取組ですが、その先には、実際にがんと向き合いながら治療を受け、仕事や家庭生活を続けていか

なければならない方々の生活があります。本村では、がん治療に伴う外見の変化に対して支援を行うアピアランスケア事業が実施されています。

アピアランスケアとは、がん治療による脱毛や手術などの外見の変化に対し、その人らしく生活できるよう気持ちを整えるための支援であり、ウィッグ等の購入費用を助成することで、生活の質の向上や、治療と社会参加の両立を支える大切な取組です。

がん治療は、身体的な負担に加え、外見の変化による心理的な負担も多く、就労や社会生活に影響を及ぼすことも少なくありません。その意味では、アピアランスケアは治療の一部とも言える重要な支援であると考えます。本村では、村内在住でがん治療を受けている方を対象に医療用ウィッグ等や補正具の購入費について、購入費の2分の1、上限2万円の助成が行われています。一方で、県内でアピアランスケア事業を実施している自治体の中で、助成対象を医療用ウィッグに限定している自治体は、本村と玉東町のみとなっております。

その玉東町では、初年度は上限10万円、次年度もケア用品に対して上限3万円と、本村と比べて助成額が大変大きく設定されています。実際、がん治療を受けられている方に、このアピアランスケア事業のことをお伝えしました。ご本人さんはこの事業を知らないということだったので説明いたしました。すると、医療用ウィッグは高額で、現実的には一般のウィッグを購入している。普通のウィッグでは助成対象にならないので、制度を利用できないのではないかといった声も聞いています。

また、申請の方法についても、窓口での手続に心理的な抵抗がある。体調が不安定な時期に役場へ行くのは負担が大きい。スマートフォンや郵送で申請できないのかといった声が寄せられています。

こうした声を踏まえると、アピアランスケア事業は、単に制度があるというだけでなく、本当に利用者にとって使いやすい制度になっているかという視点が重要であると考えます。

そこで、今後、他自治体の取組も参考にしながら、助成対象の柔軟な見直し、助成額の検討、スマートフォンや郵送による申請方法の導入、必要な方に確実に情報が届く周知の工夫について検討を進めていただきたいと思います。

がん検診を受けやすくすること。そして、万が一がんと診断された場合にも安心して治療に専念し、社会とつながり続けられる環境を整えることは車の両輪であると考えます。

今後、がん検診の受診率向上に取り組まれる中で、治療中や治療後の生活支援についても、より利用者寄り添った形へと発展していただくことを期

待し、私の一般質問を終わります。

○議長（西口義充君）これより暫時休憩します。

（午後 1時56分）

（午後 2時05分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第57号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第57号についてご説明いたします。

議案第57号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

本年の人事院勧告に基づく熊本県の給与改定の取扱いに準じて、職員の給料月額、通勤手当額、期末手当及び勤勉手当の支給月数について改定を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから別ファイルの西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要によりご説明をいたします。ファイルのほう、よろしくお願いいたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

本年の人事院勧告に基づく国家公務員及び熊本県の給与改定の取扱いに準じて、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給月数、通勤手当について改定を行う必要があり、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

国及び県が行う改定の内容に準じて村の条例を改正するものでございます。

1、給料表の改定でございます。

県の給料表に基づき改定しております。民間給与との格差解消のため、全体的に1万3,000円程度引上げ改定を行うものでございます。

2番、期末手当、勤勉手当の改定でございます。

引上げ0.05月分は、期末手当及び勤勉手当に均等配分を行います。詳細につきましては下の表のとおりとなっております。

3番目に、通勤手当の改定でございます。各距離区分に応じて200円から7,100円までの幅で引上げを行います。詳細につきましては下の表のとおりとなっております。

施行期日は公布の日から施行とし、令和7年4月1日から適用といたします。

本一部改正議案の8ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑に入ります前に、西原村議会会議規則第55条により、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないとなっております。3回を超える場合は議長に許可を求めてください。また、質疑の際は、タブレットに提示してあるページを先にお伝えください。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

この議案は人事院勧告のことですから、今回、8月7日に3.62%が上がったということで、34年ぶりに3%台になったということで、非常に高く人勧が出たなということで、これはよかったなというふうに思っております。これは私ももう毎年大賛成をしたいという立場でございます。

議長、これに関して、報酬に関することで関連質問してよろしいですか。

○議長（西口義充君）許可します。

○3番議員（松浦哲也君）それでは、今、議長の許可をいただきましたので、西原村特別職報酬審議会というのがございます。いろいろ調べてみましたら、平成26年を最後にもう開催されていないということが分かりました。特別職ですから、もちろん村長に副村長、教育長、そして、私ども議員もあるんですけども、議員のことは私まだ1年生で、あんまり言うべき立場にないです。あんまり触れたくないんですけども、例えば村長も、この十何年かずっと上がっていない。村長1期目ですけれども、村長も副村長とかも、いっぱい休みのときに出られたり、あるいは教育長もたくさん出られているというふうに思うんですよ。ですから、これについては、まずこの条例というのがございまして、西原村特別職報酬等審議会条例というのがございます。これで村長がメンバーを10人選んで、村長が諮問しなきゃいけない。そして、その諮問されたメンバーの方々に話し合っ答申をするということですから、まずこれを開くのに、村長がメンバーを選んで、自分のことも含まれている

かもしれんけれども、ほかの人たちも挙げてやらにゃいかん。

総務課長、総務課長たちを含めて、職員はほとんど毎年人勧で上がっている。十何年皆さんが上がっていないということは、総務課長が教育長を追い越すことはないだろうけれども、ずっと近なったということ。そういう認識でこれを開かんといかんと。開いてくださいということです。

また、議員のことは、私、あんまり言いたくないんですが、十何年も先輩議員たちはずっとこの給料でこられたということです。随分我慢されたなと。私をもっと前になっていたら言っただろうなというふうに思いますが、ぜひそこは検討していただきたいというふうに思います。メンバーが10人ということですので、平成26年から開催されていない。ぜひこれは諮問をして答申をいただくようなことで、隣接町村との比較でいいじゃないですか。

これは、基本的には、私は毎年開いて、人勧も出るわけですから。その中で、去年上げたから今年は上げないというような、そういった議論をする場を設けたほうがいいというふうに思っております。

それと、もう一点が、報酬及び費用弁償に関する条例というのがございます。先ほど一般質問の中で山下副議長がちよっと触れられましたが、区長会議の中で民生委員さんの、例えば報酬を上げてくださいというのがあったかと思えます。この条例の中に、例えば教育委員さんであったり、農業委員さん、選挙管理委員長、民生委員、文化財保護委員、スポーツ推進員とか、いろんな非常勤職員が載っていますよね。この第4条の中に、非常勤職員の報酬及び費用弁償については一般職の職員の例によるということになっていますから、例えば、今年が、ずっと上がっていないということであれば、隣接町村の例を見なきゃいけないかもしれませんが、今年は職員の給料がこれだけ上がりましたよというようなことも言いながら、ぜひこれは検討していつて、成り手不足の中で、いろんな役職、成り手不足ありますので、ぜひこれは積極的に検討していただきたいというふうに思います。以上です。ありがとうございました。

○議長（西口義充君）答弁求めますか。

総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）私のほうから松浦議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、民生委員さん等、これは特別非常勤職員の方々だと思います。区長会議のところでも、実際区長さんのほうから選任に当たるときにということで、なかなか成り手がないというところでお話をいただいて、そのときにも、私のほうから報酬等の見直し等も今後検討していきたいという形で答弁を、区長会議の中でさせていただいております。

一応民生委員さんだけじゃないので、ほかにもいろんな特別職、非常勤の方々がいらっしゃいますので、そこら辺も総合的に業務量だったりとか、当然、他町村との比較等も勘案して、今後、今まで触ったこともなかったんですけれども、一応そういったきっかけがございましたので、今後その辺については検討していきたいなと。そこからまず検討していきたいなというふうな形で思っております。

あと、特別職について、平成26年に1回やったきりそのままということで、これについても、一度、せっかく松浦議員からもこういった形で言われましたので、即、すぐに開きますとかいうことじゃないんですけれども、今の現状を、まず我々としても1回、何もやっておりませんでしたので、各方面と比較等も含めて、どの程度なのかという形で、また内容についていくに当たって、また各議員さんのほうにも情報を流しながら、この委員会を開きますという形になれば、またご報告したいなと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）ご質問ありがとうございます。

市町村長、首長の中でもこういう話が度々ございまして、特にこれから議員さんとかの成り手、特に若い世代が議員さんを目指すのであれば、やっぱりもうちょっと上げたほうがいいんじゃないかとか、子育て世代の場合は議員さんの報酬プラス手当とか、そういうのが必要。そういうのを充実させれば、もしかしたら若い世代が増えてくるんじゃないかという話もございまして、できれば現役の議員さん方で話していただいて、実現可能か、そうでないかは別として、どうしたら幅広い世代から、幅広い職種から議員さんに出てくれる、憧れる、そうなりたいという方が増えるように1回話をさせていただければ、もう本当にありがたいなというふうに思っております。

あと、一般、民生委員等の委員さんにつきましても、報酬とは別に、例えば民生委員さんが活動されているときに事故とか起こされた場合は、保険の二重掛けができないとのことで、公務、公的に保険が効かないという話を聞いていまして、これは民生委員さんだけではなく、地域で活動いただいている委員さんも同じことかなというふうに認識をしています。そこら辺も、例えば民生委員さんの活動によって事故が起きた場合とかは、そこに保険じゃなくて、村の費用で例えば修理代とかを出せるようなことも一緒に考えていければなとかというふうに思っていますので、できるだけ前向きに早急に整備していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第57号、西原村一般職の職員の給与に関する条例及び西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、原案どおり可決されました。

日程第3、議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「菊池市、上天草市」を「上天草市」に改める。

附則。

施行期日、1、この規約は令和8年4月1日から施行する。

経過措置、2、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由でございます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要がある。これが、

この議案を提出する理由でございます。

参考資料として、新旧対照表を添付しております。

中身につきましては、熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和8年3月31日をもって菊池市が脱退するため、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要があるということでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第59号、西原村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、西原村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、次のように制定することとする。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方公務員法の一部改正に伴い、分限に関する手続の対象となる処分の範囲に関し、適用範囲の拡大を図る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

それでは、別紙により内容の説明をいたします。

本条例案の概要ファイルをご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

西原村職員の分限の手続き及び効果に関する条例は、地方公務員法に基づき職員が分限処分となる場合の手続とその効果、失職等を明確に定め、適正な人事管理と職員の身分保障を図ることを目的として制定されています。特に地方公務員法第16条、失格条項に該当した際には失職が原則となるため、村として必要な範囲で例外規定、失職させないことができる特例を設け、職員の状況に応じた柔軟な対応を可能とする趣旨でございます。現行条例では、失職の例外規定を認める条件が、公務遂行中、または通勤途上の過失による交通事故に限定されているが、他自治体では、その罪が過失によるものである場合と広く規定している例があるため、本村においても同様の方向の内容の一部変更するものでございます。

次に、主な内容でございます。

今回の改正では、以下の件について改正を行っております。例外規定の適用条件を過失による場合に拡大するものとして、公務中、職務上、通勤途上などの場面的限定を外すものでございます。

改正の目的でございます。

職員が地域活動、PTA、ボランティア活動など、公務外の社会参加を行っている事情に対応するため、現行の限定した規定では、これらの活動中の過失事故は例外対象外となり、不合理な取扱いが生じるため、改善を図るものでございます。地方公務員法第16条の失職規定に対し、他市町村では過失による場合は要件とする例が多数あります。熊本市であったり、大津町、菊陽町などでございます。本村基準を時代に合ったものに整備し、適正化を図るものでございます。職員の実情に即した身分保障と人事運用の柔軟化を図るため、過失による軽微な事故で退職という重大な結果にならないよう、適切な裁量権を確保することを目的とするものでございます。

施行期日は公布の日から施行としております。

本一部改正議案の3ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第59号、西原村職員の分限の手續き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第60号、西原村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、西原村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、次のように制定することとする。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

消防団体制の見直しを進めるに当たり、団員の年齢構成や活動実態を踏まえ、より持続可能で安定した消防団運営を図ることを目的とし、条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから別ファイル、条例案の概要によりご説明をいたしたいと思っております。ファイルをご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

本改正は、消防団体制の見直しを進めるに当たり、団員の年齢構成や活動実態を踏まえ、より持続可能で安定した消防団運営を図ることを目的とするものでございます。

次に、主な内容でございます。

団員定年の追加でございます。

非常勤特別職の地方公務員であることから、地方公務員の取扱いを参考とし、65歳に達した者、または消防団員退職報償金の支給対象上限となる勤続年数35年を要件として新たに追加するものでございます。

あと、機能別団員の報酬追加でございます。

平時における団員の負担軽減と非常時の即応性向上を目的とし、機能別団員制度の一層の活用を図るものでございます。また、活動内容見直しを踏まえ、団員が担う責務及び負担に見合うよう報酬額を設定するものでござい

す。

施行期日は、令和8年4月1日から施行としております。

本一部改正議案の3ページから新旧対照表を添付しております。ご審議方  
よろしくお願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第60号、西原村消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第61号、西原村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 小栗 優君 登壇 説明）

○住民福祉課長（小栗 優君）議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、西原村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

西原村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により改正された児童福祉法第34条の16の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営に係る基準は条例で定める事項とされ、所要の条例整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、本条例案の概要ファイルにより説明いたしますので、そちらをお開きください。

初めに、条例制定の趣旨でございます。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い乳児等通園支援事業が創設されたことから、その実施に当たり必要な保育の水準を確保するため、設置等に係る基準を定める条例を制定するものでございます。

続いて、条例制定の主な内容についてご説明いたします。

最初に、第1章、総則については、条例制定の趣旨、最低基準の規定、事業者の一般原則のほか、安全計画の策定や職員の要件、衛生管理、その他運営において必要な基本的内容を第1条から第19条において定めております。

次に、第2章、乳児等通園支援事業の区分、第20条につきましては、アの一般型乳児等通園支援事業が保育所本体とは別に定員を設け、専従職員を配置して実施する事業。

イの余裕活用型乳児等通園支援事業が、保育所の利用定員に余裕がある場合に利用定員の範囲内で実施する事業ということで区分されます。

次に、(6)の一般型乳児等通園支援事業の基準、第21条、第22条においては、設備の面積等の要件、それから職員の配置基準について定めております。

次に、2ページの(7)、第23条、第24条において、一般型乳児等通園支援の内容は利用者の心身の状況に応じて提供し、保護者と密接な連絡を取り、理解、協力を得るように努めることとします。

最後に、25条、26条の余裕活用型乳児等通園支援事業の基準については、各保育施設に係る設備及び運営に関する基準によるものとします。

次の表が、21条から25条関係の各基準内容をまとめた表となります。

また、その下に参考としまして、この制度の概要と目的を記載しています。

概要、目的については、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを、月一定時間までの利用可能枠で、就労要件を問わず、時間単位で通園できるもので、全ての子どもや子育て家庭に対し支援を強化することを目的とするものでございます。

この条例の施行期日は令和8年4月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第61号、西原村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第62号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 廣瀬 太君 登壇 説明)

○税務課長(廣瀬 太君) 議案第62号についてご説明いたします。

議案第62号のファイルをお開きください。

議案第62号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

軽自動車税種別割の納期について、納付期間の拡大による納税者の納税環境向上並びに課税事務の効率化及び正確性の向上を図るため、所要の改正を行うものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、本条例案の概要ファイルにより説明いたしますので、そちらをお開きください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

軽自動車税種別割の賦課期日は、村税条例第83条第1項の規定により4月1日とされ、同日現在で登録されている軽自動車の所有者に対し課税されております。同条第2項により、種別割の納期は4月11日から同月30日と規定されており、3月中の新規取得や名義変更、廃車など、車両の登録、移動等の手続に関し、4月上旬において申告書受領後に各手続内容を確認の上、システム登録し、課税処理から納税通知書発送までを短期間で行う必要があるため、特に近年はかなり苦慮している状況でございます。

課税処理後の死亡者分の対応や、1人の納税義務者に対し複数台の所有が多く、各封筒のグラム別の枚数カウントも必要であり、納税通知書発送のための選別作業もかなり時間がかかっております。

このような状況を踏まえ、全国的にもこれまでに4月末から5月末へ納期を移行された自治体が多く見受けられ、現在、4月末納期の自治体は非常に数少なくなっております。その影響により、なぜ西原村は4月末納期なのかという問合せも年々増えてきている状況でございます。

納税義務者の納付期間や減免申請期間並びに納税通知書発送までの事務作業期間を十分確保しつつ、課税誤りや納税通知書発送誤りを防止し、より適正課税を行うためにも、繁雑化している軽自動車税種別割における納期を4月末から5月末へ改めるものでございます。

参考資料としまして、本議案ファイル3ページに新旧対照表を添付しております。

施行期日は公布の日から施行し、この条例による改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税種別割の納期について適用し、令和7年度分までの納期については、なお従前の例によるとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第62号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第63号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度西原村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,002万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,112万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2 総務費、1 総務管理費、物価高騰対策西原村暮らし応援商品券（第3弾）事業7,830万9,000円。9 教育費、1 教育総務費、学校体育館空調設置事業2,431万円。10 災害復旧費、1 農林水産施設災害復旧費、現年度農地等災害復旧事業3,320万円。款同じく、2 公共土木施設災害復旧費、現年度道路橋りょう等災害復旧事業、620万円。款項同じく、過年度道路橋りょう等災害復旧事業3,900万円。

6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

1 追加。

地域包括支援センターシステムサーバー等リース料、令和7年度から令和12年度まで、344万2,000円。庁舎等電話設備リース料、令和7年度から令和13年度まで、1,608万円。西原村運動公園管理業務委託料、令和7年度から令和10年度まで、1億4,034万6,000円。

2 廃止。

山西小電子黒板用PCリース料、令和7年度から令和12年度まで、277万5,000円。河原小電子黒板用PCリース料、令和7年度から令和12年度まで、171万1,000円。西原中電子黒板用PCリース料、令和7年度から令和12年度まで、150万円。

3 変更。

改正前、山西小学校務用PCリース料、令和7年度から令和12年度まで、578万6,000円。河原小学校務用PCリース料、令和7年度から令和12年度まで、323万6,000円。西原中学校務用PCリース料、令和7年度から令和12年度まで、536万円。改正後、（山小）校務用及び電子黒板用PCリース料、令

和7年度から令和12年度まで、856万1,000円。（河小）校務用及び電子黒板用PCリース料、令和7年度から令和12年度まで、494万7,000円。（西中）校務用及び電子黒板用PCリース料、令和7年度から令和12年度まで、686万円。

7ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

1 追加。

起債の目的、11、緊急防災・減災事業債（学校体育館空調設置事業）12、緊急浚渫推進事業債（宮山ため池浚渫事業）、13、道路橋りょう等災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業（現年度補災））、限度額2,430万円、600万円、150万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

2 変更。

起債の目的、8、辺地対策事業債（辺地道路維持補修事業）、10、道路橋りょう等災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業（過年度補災））、修正前、限度額1,970万円、1,140万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

補正後、限度額、2,130万円、2,160万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

ここから歳入でございます。

中段でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2,179万円の増額補正でございます。自立支援給付費等サービス費国庫負担金等の増額でございます。

款項同じく、目3災害復旧費国庫負担金2,614万6,000円の増額補正でございます。公共土木施設等災害復旧費負担金（過年度）等の増額でございます。

款同じく、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金7,830万9,000円の増額補正でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額でございます。

続いて11ページをお願いいたします。中段でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1,120万8,000円の増額補正でございます。後期高齢者医療保険基盤安定県負担金の増額でございます。

下段でございます。款同じく項2県補助金、目4災害復旧費県補助金2,602万4,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧事業県補助金（現年度）

の増額でございます。

12ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1億3,516万5,000円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金等の増額でございます。

款22村債、項1村債、目3一般単独事業債3,030万円の増額補正でございます。学校体育館空調設置事業等の増額でございます。

款項同じく、目6災害復旧事業債1,170万円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧事業（過年度補災）等の増額でございます。

続いて、歳出でございます。

13ページからが歳出でございます。

歳出におきまして、人件費において職員の給料、会計年度任用職員の報酬、職員手当については、人事院勧告に基づく熊本県の給与改定の取扱いに準じた給与条例改定等により増額補正を各費目にてそれぞれ行っておりますので、その説明については割愛させていただきます。

14ページをお願いいたします。中段でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2財産管理費1,089万4,000円の増額補正でございます。庁舎改修工事（第Ⅱ期）等の増額でございます。

15ページをお願いいたします。上段でございます。

款項同じく、目12地域振興費7,880万9,000円の増額補正でございます。商品券事業（第3弾）委託料等による増額でございます。

16ページをお願いいたします。下段です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,370万8,000円の増額補正でございます。重層的支援体制整備事業委託料（消費税分）等による増額でございます。

17ページをお願いいたします。中段でございます。

款項同じく、目4障害者福祉費3,213万3,000円の増額補正でございます。自立支援給付費等サービス等による増額でございます。

18ページをお願いいたします。中段でございます。

款同じく、項2児童福祉費、目2児童措置費1,034万1,000円の増の補正でございます。広域入所給付費負担金等による増額でございます。

21ページをお願いいたします。下段です。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費3,140万円の増額補正でございます。道路等維持補修工事による増額でございます。

款項同じく、目2道路新設改良費1,229万6,000円の増額補正でございます。万徳下小森線道路改良測量設計委託料等による増額でございます。

22ページをお願いいたします。下段でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費2,537万5,000円の増額補正で  
ございます。学校体育館空調設置工事設計業務委託料等による増額でござい  
ます。

23ページをお願いいたします。下段でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費、  
3,320万円の増額補正でございます。農地等災害復旧工事（現年度）による増  
額でございます。

24ページをお願いいたします。上段です。

款同じく、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう河川等災害復  
旧費4,520万円の増額補正でございます。道路橋りょう等災害復旧工事（過年  
度）等による増額でございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金1,352万6,000円の減額補正でございま  
す。財政融資資金等の増減によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま  
す。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

ページ数が10ページの歳入の国庫支出金、国庫補助金、一番下の6番の総  
務費国庫補助金で物価高騰対応のありますが、議長、これに関して物価高騰  
で学校給食の補助をしていますので、関連質問してよろしいですか。

○議長（西口義充君）はい。

○3番議員（松浦哲也君）ありがとうございます。

今日の熊日新聞のほうにも、学校給食について、国の補助が5,200円に補助  
するだろうというようなことが書いてありました。ところで、これ小学校、  
4,700円から5,200円に上がったと思うんですけども、今、小学校では1食  
当たり……。その前に、教育課長、もし俺の数字が間違っていたら、後で  
ご指摘お願いします。

学校給食が1食当たり310円ですね。これは物価高騰対策で補助を見ている  
から今310円ですね。ということは、1人当たり310円掛けるの20日、6,200円  
1人かかっているということですね、1か月。ただ、今回5,200円の補助とな  
れば、そこに1,000円の差が出てくる。せつかく給食の無償化ということを訴  
えて、この1,000円を補助しなければ保護者が負担しなきゃいけない。だから、  
今までどおり物価高騰の対策として1,000円を見るということで、今、小学生  
が400人ということは、1,000円分の4,000円を年間見て、400万円の補助をす  
れば、今までどおりの量とか質を減らさず、栄養価のあるおいしい給食が提

供できるということですね。

それと、もう一つは中学校。中学校は1食当たり340円。340円ですから、これを20日で6,800円ですね。6,800円掛けるの210名、人数が。ということは1,428万円。だから小学校の足りない分の補助の400万円と、この1,428万円を、今回物価高騰対策でこういう国が示しましたので、小学校も中学校も学校給食を無償化にするということを私は提案したいと思いますが、村長のご意見をぜひお願いしたいと思います。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

松浦議員が申されましたとおり、小学校分については日額310円で、現在のところ物価高騰で補助していますが、310円のうち60円分が物価高騰ですね。中学校に関しましても340円中60円を負担してやっているわけでございます。

小学校の無償化というのが、もう最近4,700円とか言われましたとおり、今日の新聞では5,200円ということで話があっておりまして、西原村としましては、一番大事であるのが、子どもたちの給食の質とか量を減らすことなくやっていくのが一番ではないかというふうに思っておりまして、一番最初に松浦議員が申されましたとおり、たとえ5,200円、国の補助があっても、足りない分の1,000円については村のほうで手当てをしていきたいというふうに思っております。

それから、中学校に関しましても、小学校と、できれば国へ要望は継続的に進めていきたいと思っておりまして、その間は、小学生と合わせて中学生も無償化に向けて前向きに検討させていただいて、できれば小学校と中学校、スタート時期を同じふうにはできないかというふうには考えています。できれば、これを機に、お母さん方から少し話が上がっています学校給食のメニューで、一品とか、全てではなくてもいいんですけども、有機農業での西原産の材料を使ったオーガニック給食なども取り入れていって、よそに負けないような学校給食ができればというふうに思っておりますので、恐らく今の話では来年4月からということなんで、引き続き国の給食関連の情報に注視していって、当初予算計上でお願いできればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

1番、山下議員。

○1番議員（山下圭介君）1番、山下です。

タブレットページ、21ページ、工事請負費の萌の里急速充電器撤去工事の100万円ですが、なぜ撤去するのか。そして撤去後、新しく充電設備を設置するのか聞きたいと思います。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）山下議員のご質問にお答えいたします。

現在設置しております萌の里の急速充電器、これ、平成26年に設置したものでございます。当時は520万円ほど設置費用がかかっておりまして、そのうちの490万円が補助で設置されたものでございます。

そして、利用の実績なんですけれども、令和6年1月から12月までの実績としまして185回、延べ71時間23分の利用がっております。

しかしながら、令和4年度までは充電器利用相当分の電気料も維持管理費として補助がございましたが、令和5年度から補助がなくなっている状態でございます。そうすると、収入の分につきまして、電気代の利用料ですとか充電器の使用料から、歳出であります電気料の支払い、コールセンターの委託料等を引きますと、令和6年度で15万円ほどの赤字が出ている状況が今も続いているという状況でございます。

それとあわせまして、機器のほうの保守期間が過ぎておりまして、部品等も導入することができないという状況にもなっておりますので、今回、このまま赤字を続けるような施設を村のほうで運営していくということには成り立たないのかなということで、今回撤去のほうを考えております。

また、ほかの事業等で設置が可能であれば、今後検討ということは続けてまいります。現時点では撤去のみということでございます。

あわせまして、萌の里には電気自動車の充電器、急速ではございませんが、充電器のほうは設置がしてあるという状況でございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）同じ21ページの7の土木費の先ほど課長が言われた3,140万円というのは何か所なのかなと。1か所なのか、ほかの案件は、何か万徳とか下新所とかいろいろ書いてありますけれども、ここは何も書いてなかったの、よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）中西議員のご質問にお答えします。

村道等の維持補修工事ということで3,140万円計上しております。これは、箇所数でいきますと大体6か所程度を予定しております。費目が維持工事ですので、内容としましたら、舗装の修繕と側溝の補修、側溝の入替え等々となっております。

その6か所については、当然、道路維持管理上必要な箇所を抽出した結果と、地元要望等を考慮して、その積み上げた金額が3,140万円となっております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）5ページをお願いします。

5ページの第2表、繰越明許費の中で一番上の総務費、総務管理費、物価高騰対策西原村暮らし応援商品券事業ということで7,830万9,000円計上してあります。西原村だから恐らくお米券じゃないだろうなというふうに思っていますけれども、この内容の説明をお願いいたします。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

今回の商品券の事業につきましては、国の経済対策の一つとして挙げられております物価高騰対応重点支援地方創生交付金を充当して行いたいと思っております。

先般の11月21日の閣議決定を受けて、昨日、国の補正予算が成立をいたしております。今回交付されます物価高騰対応重点支援地方創生交付金につきましては、エネルギー、商品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう措置された交付金でございます。

西原村では、こういった趣旨を鑑みて、今回、全村民を対象として西原村暮らし応援商品券事業を実施することといたしました。

配付対象者の基準といたしましては、令和8年1月1日現在で西原村に住民登録を有する方と、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間の期間に出生及び転入等により住民登録を有した方を追加で対象とする予定にしております。

配付する商品券の金額といたしましては、1人当たり1万円を予定しております。

商品券の配付方法につきましては、前回の第1弾、第2段と同様に、プッシュ型で各家庭の世帯主宛てに世帯人員分の商品券を同封して送付を考えております。

また、使用期限につきましては、商品券がお手元に届いてから令和8年6月30日までとする予定で進めております。令和8年2月頃から各ご家庭へ商品券が随時届くように準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

1番、山下議員。

○1番議員（山下圭介君）1番、山下です。

タブレットページ、19ページ、出産・子育て応援交付金に関連しての質問

内容なのですが、議長、質問してもよろしいですか。

○議長（西口義充君）どうぞ。

○1番議員（山下圭介君）最近、出産して子育て中の住民の方からの声なんです。朝7時台の防災無線の音がすごく大きいということで声をいただいています。私の自宅からはスピーカーが遠いのであまり気にしてなかったんですが、実際近くで聞くとすごい大きくて、各家庭に無線機を配付しているので、音量と時間帯をどうにかできないかという声だったのですが、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）山下議員のご質問にお答えしたいと思います。

確かに山下議員が申されましたとおり、役場のほうにもうるさいという電話が度々かかってきております。我々としても音量を下げるというのはなかなか厳しいというところで、これについては、総務課としては、大体防災無線というのは緊急時のときに流すものというところで設置をしているものでございます。通常いろんなイベントがありますという形で流すんですけども、あれは一応、常に暖気運転と同じで、慣らしで鳴らしていると村の広報にもなるかなということで流しているんです。

この中身をもう一回ちょっと精査する必要があるのかなと。ちょっと総務課内では一応その話があって、また課長会議等で、何でもかんでも流すんじゃなくて、村民全体にお知らせするような重要な事項だけ流すと。一部の方々に対する宣伝とか広報とか、今はもう我々としても一つの宣伝ツールという形の認識でがんがんやっておりましたので、一部でやっぱりそういう住民の方からのクレーム等が来ているという事実があれば、ちょっとやり方、あとは文面の長さ等も含めて、あとはもう時間帯についてももう一回考えていきたいなど。その辺も含めてちょっと協議させてもらって、いい方向にいけるように、今すぐ時間をずらしてとか、場所を変えるとかいうことはなかなか厳しいところがありますので、何らかそういった実情は我々としても把握しておりますので、それにお応えできるような形で、何らかの対応という形で考えていきたいなど思っているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

ページ数が15ページになります。

15ページの一番上の地域振興費の中で、役務費、熊本地震復興祭ハガキ送付代というふうに書いてあります。これは恐らく来年の4月の熊本地震から10年の節目を迎えた行事を予定されているというふうに思うんですね。それ

で、その準備としておはがきを出したりされるんじゃないかというふうに思っておりますが、この10年の節目の復興祭の概要といたしますか、どういものが予定されているのか。そして、今の令和7年度の中での予算で、あとほかに準備するものはないのかなというふうに思っておりますので、その心配も含めてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（西口義充君）商工観光課長。

○商工観光課長（山田 孝君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

今回、熊本地震から10年の関連行事、関連事業につきまして、商工観光課のほうで少し音頭を取らせていただいておりますので、私のほうからご説明のほうさせていただきます。

まず、関連の事業としまして、追悼の式典、また感謝の集い、復興祭です。そのほかにも各地域での復興イベント、そして追悼のキャンドル、防災座談会等々を計画しております。実際地震が起きました4月16日に追悼の行事ができればというところで、今、課長会議等で日程の確定をさせていただいているところです。

また、復興祭につきましては、4月18日土曜日のほうを計画しております。

実際、内容につきましては、4月16日というのが地震が起きた日、本震が起きた日ではございますが、実際、地震から10年、地震というものを忘れない、継承していくということも含めまして、次年度1年間をそういったいろんな事業に充てていけば、熊本地震から10年というような冠をつけて事業が行われて、村民の皆様と一緒に熊本地震を忘れないという取組ができればというふうに考えております。

そういった中で、先ほど予算の心配もしていただきましてありがとうございます。実際、実行する日が来年度になりますので、前年度では、今の段階では、このような形で通知はがきを出したりとか、そういったものの準備にとどまるかなというところで想定しております。

また、近々で、もしかしたら看板の設置とか、そういったものにつきましては、事前の作成になる場合は、3月等でもまた検討させていただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第63号、令和7年度西原村一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、次の会議は19日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時21分 散 会

第 3 号 (1 2 月 1 9 日)

## 令和7年第4回西原村議会定例会会議録

令和7年12月19日、令和7年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和7年12月19日（金曜日） 議事日程第3号

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第64号 | 令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  |
| 日程第 2 | 議案第65号 | 令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について    |
| 日程第 3 | 議案第66号 | 令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 4 | 議案第67号 | 令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）について  |
| 日程第 5 | 議案第68号 | 令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について   |
| 日程第 6 | 議案第69号 | 村有財産の貸付変更について                    |
| 日程第 7 | 議案第70号 | 旧慣による村有財産の使用権の廃止について             |
| 日程第 8 | 議案第71号 | 西原村総合整備計画（小森辺地）を定めることについて        |
| 日程第 9 | 議案第72号 | 西原村総合整備計画（宮山辺地）を定めることについて        |
| 日程第10 | 議案第73号 | 西原村総合整備計画（河原辺地）を定めることについて        |

- 日程第 1 1 議案第 7 4 号 財産の処分について
- 日程第 1 2 議案第 7 5 号 物品購入契約の締結について（庁内執務用備品購入事業）
- 日程第 1 3 議案第 7 6 号 工事請負変更契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期））
- 日程第 1 4 議案第 7 7 号 工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その 2））
- 日程第 1 5 議案第 7 8 号 工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地排水路整備工事）
- 日程第 1 6 議案第 7 9 号 工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地 4・5・6 工区造成工事）
- 日程第 1 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 8 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 9 発議第 8 号 西原村議会ハラスメント防止条例について
- 日程第 2 0 発議第 9 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について
- 日程第 2 1 委員会報告について
- 日程第 2 2 組合議会報告について
- 日程第 2 3 委員会の閉会中の継続調査（審査）申出について

1、応招議員 (10名)

- |      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 山 下 圭 介 君 |
| 2 番  | 加 藤 博 敏 君 |
| 3 番  | 松 浦 哲 也 君 |
| 4 番  | 尾 崎 幸 穂 君 |
| 5 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 6 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 7 番  | 中 西 義 信 君 |
| 8 番  | 山 下 一 義 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 西 口 義 充 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	山 下 圭 介 君
2 番	加 藤 博 敏 君
3 番	松 浦 哲 也 君
4 番	尾 崎 幸 穂 君
5 番	堀 田 直 孝 君
6 番	坂 本 隆 文 君
7 番	中 西 義 信 君
8 番	山 下 一 義 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	西 口 義 充 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	児 玉 みどり 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	田島由紀君
教育長	中村賀一君
総務課長	堀田隆二君
総合政策課長	堀田和也君
教育課長	秋吉蘭子君
会計管理者	林田浩之君
税務課長	廣瀬太君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	村上文英君
住民福祉課長	小栗優君
保健衛生課長	岩下源一郎君
商工観光課長	山田孝君
保育園長	岩村智子君

午前10時00分 開議

○議長（西口義充君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第64号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑に入ります前に、西原村議会会議規則第55条により、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えないとなっております。3回を超える場合は議長に許可を求めてください。また、質疑の際はタブレットに提示してあるページを先にお伝えください。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）おはようございます。

議案第64号につきましてご説明をいたします。

議案第64号のファイルをお開きください。

議案第64号、令和7年西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,201万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

補正予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

6ページをお願いいたします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金15万6,000円の増額補正。一般会計事務費繰入金の増額でございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

款1総務費及び款6特定健康診査等事業費の人件費につきまして、令和7年度給与改定に伴う会計年度任用職員の報酬及び職員手当等の増額補正でございます。あとは予備費を17万6,000円減額補正させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

すみません。冒頭で先ほど議案名を令和7年西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）と申したところでございますが、令和7年度と訂正をお願ひいたします。

以上です。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第64号、令和7年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第65号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第65号につきましてご説明いたします。

議案第65号のファイルをご覧ください。

議案第65号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,226万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,513万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

1 総務費、1 総務管理費、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1,018万4,000円。スーパーサロン等で利用されている集落の公民館の段差の解消や手すりの取付け、トイレの洋式化等の改修工事を行うことにより、高齢者の通いの場を整備するための事業であり、翌年度へ年度またぎとなる事業内容となるため、今回、予算計上と併せて繰越明許費も計上するものでございます。

次に、補正予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

7ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項2 県補助金、目4 事業費補助金1,018万3,000円の増額補正。介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の増額補正でございます。

次に、歳出でございます。

8ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費1,125万6,000円の増額補正。地域の通いの場の整備に伴う補助金等による増額でございます。

9ページをお願いいたします。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金248万7,000円の増額補正。令和6年度地域支援事業交付金の国・県への返還金でございます。

あとは予備費を355万3,000円減額補正させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第65号、令和7年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第66号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予

算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第66号につきましてご説明いたします。

1209修正、議案第66号のファイルをご覧ください。

議案第66号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,016万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次に、補正予算の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

6ページをお願いいたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目3療養給付費繰入金345万5,000円の増額補正。令和6年度療養給付費負担金の実績に伴う増額でございます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金467万8,000円の増額補正。令和7年度保険基盤安定負担金の決定及び令和6年度療養給付費負担金の実績に伴う増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第66号、令和7年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第67号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

(水道課長 村上文英君 登壇 説明)

○水道課長(村上文英君) 議案第67号についてご説明いたします。

議案第67号のファイルをお開きください。

議案第67号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算(第2号)。総則。

第1条、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

左から、科目、第1款水道事業費用、既決予定額1億3,943万4,000円、補正予定額19万1,000円、計1億3,962万5,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、1職員給与費、既決予定額900万5,000円、補正予定額19万1,000円、計919万6,000円。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容についてご説明いたします。

4ページをお願いします。

今回の補正につきましては、人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、関係予算を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第67号、令和7年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第68号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 村上文英君 登壇 説明）

○水道課長（村上文英君）議案第68号についてご説明いたします。

議案第68号のファイルをお開きください。

議案第68号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。  
総則。

第1条、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

左から、科目、第1款水道事業費用、既決予定額2,337万9,000円、補正予定額28万4,000円、計2,366万3,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、1 職員給与費、既決予定額723万9,000円、補正予定額28万4,000円、計752万3,000円。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、関係予算を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第68号、令和7年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第69号、村有財産の貸付変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第69号についてご説明いたします。

ファイルをお願いいたします。

議案第69号、村有財産の貸付変更について。

村有財産を次のように貸付変更するものとする。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、貸付財産。

土地、別紙物件目録のとおり。

2、入会原野地の使用承認。

3集落（小野、瓜生迫、猿帰）。

3、貸付額。

貸付額については、年額260万1,773円とする。

4、貸付けの相手方。

熊本県上益城郡益城町寺中1363番地1、株式会社再春館製薬所、代表取締役CEO西川正明。

提案理由でございます。

村有財産の貸付変更については、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

別紙により内容の説明をいたします。

議案第69号資料の村有財産貸付変更についてのファイルをお願いいたします。

参考資料、土地賃貸借契約の一部変更契約案を添付しております。お開きください。

契約書案の第4条では、本件土地を3集落（小野、瓜生迫、猿帰）入会原野地とし、乙、株式会社再春館製薬所と3集落とで賃貸借契約を締結することとしております。

第8条では、賃料額を年額金260万1,773円とし、5年ごとに甲乙協議の上で賃料を改定することとしております。

財産目録については、記載のとおりでございます。

また、再春館製薬所土地賃貸借現況平面図を別紙のとおり改めております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

今、総務課長のほうからこの議案第69号の説明がございましたが、貸付の相手方、これは益城町の寺中（てらなか）じゃなくて寺中（じちゅう）じゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西口義充君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）松浦議員のご指摘にお答えします。

私が読み間違えておりました。じちゅうでございます。訂正をいたします。失礼いたしました。すみません。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第69号、村有財産の貸付変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第70号、旧慣による村有財産の使用権の廃止についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第70号についてご説明いたします。

ファイルのほうをよろしく願います。

議案第70号、旧慣による村有財産の使用権の廃止について。

下記の村有財産に係る使用権その他一切旧来の慣行を廃止したいので、地

方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、対象。

西原村灰床集落の有する旧慣に基づく全入会原野及び山林。

2、放棄日。

令和8年1月1日。

提案理由でございます。

旧慣による村有財産の使用権の廃止については、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第70号、旧慣による村有財産の使用権の廃止について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第71号、西原村総合整備計画（小森辺地）を定めることについて、日程第9、議案第72号、西原村総合整備計画（宮山辺地）を定めることについて、日程第10、議案第73号、西原村総合整備計画（河原辺地）を定めることについてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）議案第71号から議案第73号、以上3件につきまして、全て各地区の西原村総合整備計画を定めることについてでありますので、同じ提案理由でございます。一括して各地区の西原村総合整備計画の内

容を説明させていただきたいと思います。

議案第71号のファイルをよろしくお願ひします。

議案第71号、西原村総合整備計画（小森辺地）を定めることについて。

西原村総合整備計画（小森辺地）を次のように定める。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

3ページをお願いいたします。

今回の総合整備計画（小森辺地）につきましては、右上に記載してありますとおり、小森辺地の人口は204人、面積が13.87km<sup>2</sup>であります。

辺地の概要といたしまして、辺地を構成する字は大字小森の8字と大字鳥子の1字であります。

小森辺地の中心位置は、大字小森字塩井社1849番地であります。

返地度点数ですが、合計で109点であります。次の4ページに算定表をつけております。

3ページに戻っていただきまして、今回の整備計画は、総合整備計画書の3、公共的施設の整備計画記載のとおり、令和8年度から令和12年度までの計画であります。

事業費といたしまして、表に記載のとおり、交通通信施設（村道）9,000万円、産業振興施設（観光レクリエーション）で3億9,000万円、合計4億8,000万円の事業計画となっております。

内容につきましては、7ページに施設別年次別計画表をつけております。

主な事業計画といたしましては、村道の補修改良事業、大切畑ダム公園整備事業、観光レクリエーション施設整備事業などがございます。

議案第71号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第72号についてご説明いたします。

議案第72号のファイルをお願いいたします。

3ページ目をお願いいたします。

今回の総合整備計画（宮山辺地）につきましては、右上に記載のありますとおり、宮山辺地の人口は460人、面積が22.28km<sup>2</sup>であります。

辺地の概要といたしまして、辺地を構成する字は大字宮山の31字であります。

宮山辺地の中心位置は、大字宮山字大峯1715番地3であります。

辺地度点数ですが、合計で105点であります。4ページに算定表をつけてお

ります。

3ページに戻っていただきまして、今回の整備計画は、総合整備計画書の3、公共的施設の整備計画記載のとおり、令和8年度から令和12年度までの計画であります。

事業費といたしまして、表に記載していますとおり、交通通信施設（村道）4億4,800万円、産業振興施設（農業経営近代化施設）3,500万円、産業振興施設（観光レクリエーション）5,000万円、合計5億3,300万円の事業計画となっております。

内容につきましては、7ページに施設別年次別計画表をつけております。

主な事業計画といたしましては、村道補修改良事業、農業用施設機器導入事業、観光レクリエーション施設整備事業などがございます。

議案第72号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第73号についてご説明いたします。

議案第73号のファイルをお願いします。

3ページ目をお願いいたします。

今回の総合整備計画（河原辺地）につきましては、右上記載にありますとおり、河原辺地の人口は232人、面積が16.34km<sup>2</sup>であります。

辺地の概要といたしましては、辺地を構成する字は大字河原の22字であります。

河原辺地の中心位置は、大字河原字医王寺3176番地であります。

辺地度点数ですが、合計で140点であります。4ページのほうに算定表をつけております。

3ページに戻っていただきまして、今回の整備計画は、総合整備計画書の3、公共的施設の整備計画記載のとおり、令和8年度から令和12年度までの計画であります。

事業費といたしまして、表に記載のとおり、交通通信施設（村道）7億8,800万円、産業振興施設（観光レクリエーション）1億円、合計8億8,800万円の事業計画となっております。

内容につきましては、7ページに施設別年次別計画表をつけております。

主な事業計画といたしましては、村道補修改良事業、観光レクリエーション施設整備事業などがございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくご願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑をされる際には議案番号を述べて質疑をお願いします。

質疑ございませんか。

2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）2番議員、加藤です。

辺地度点数という算定表ということを見てもみますと、バス停があると点数がついております。これ、もしバス停がなくなれば辺地度点数は低くなるということで、辺地度に認定されないということになるわけでしょうか。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）加藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、辺地の中心地から一番近いバス停までの距離、こちらのほうが今回の点数の算定に関わってきます。ですので、バス停が近くなるとかそういったところになれば点数のほうが若干下がってくるというような形にしております。

以上でございます。

○議長（西口義充君）2番、加藤議員。

○2番議員（加藤博敏君）2番、加藤ですけれども、もしもバス停がなくなれば点数は低くなるということでもいいんですかね。高くなるのか。すみません。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）加藤議員の質問にお答えします。

仮に今、近くのバス停がなくなって一番近いバス停が遠くになった場合は、辺地度点数は逆に上がるというところになっております。

以上でございます。

○2番議員（加藤博敏君）すみません、申し訳ないです。

○議長（西口義充君）ほかにございませんか。

7番、中西議員。

○7番議員（中西義信君）7番、中西です。

第73号の河原辺地の件で、辰口橋は入らなかったのか。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えします。

辰口橋につきましては、あそこの位置は大宇布田になりますので、河原辺地には該当しません。

以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかには質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

この辺地なんですけれども、点数が100点以下だったら認められないということだと思いますけれども、その見直しというのは、例えばこの今計画であれば令和12年までの計画が載ってまして、それに事業費が載っていますけ

れども、この期間はこの工事ができるというのか、それともその点数が見直しがその間であったりとかするんですか。その間でもしあれば、この見積り、事業費というのはそこからは打切りになるのか、その辺を教えてください。

○議長（西口義充君）総合政策課長。

○総合政策課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回の5年間の計画ということで、計画の最初にまず辺地の点数を算定して、一応100点を超えるというところになっておりますので、一応5年間につきましてはこちらの辺地計画をそのまま継続ということで、また5年後、再度計画をするときに100点を下回ればというところで、辺地に該当する、しないというふうな判断でございますので、今回の計画につきましては5年間そのままいけるというところで確認しております。

以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は1議案ごとに行います。

議案第71号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第71号、西原村総合整備計画（小森辺地）を定めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第72号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第72号、西原村総合整備計画（宮山辺地）を定めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第73号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第73号、西原村総合整備計画(河原辺地)を定めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時51分)

(午前11時02分)

○議長(西口義充君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、議案第74号、財産の処分についてを議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

(総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明)

○総合政策課長(堀田和也君) 議案第74号についてご説明いたします。

議案第74号のファイルをよろしくお願ひします。

議案第74号、財産の処分について。

財産を次のように処分することとする。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

議案書に記載の処分する財産の表示の区分、所在地、面積、処分の相手方、処分の目的、処分の予定価格の順番で読み上げます。

1段目です。

土地、阿蘇郡西原村大字鳥子字塚原770番3、2万2,030.21㎡、東京都大田区蒲田5丁目28番4号、ECS第27ビル6階、株式会社建大、工場用地、3億3,045万3,150円。

2段目です。

土地、阿蘇郡西原村大字鳥子字塚原802番3、5,881.44㎡、東京都品川区大崎4丁目13番8号、大村技研株式会社、工場用地、8,822万1,600円。

3段目です。

土地、阿蘇郡西原村大字鳥子字塚原813番2、6,122.56㎡、熊本県熊本市中央区平成3丁目23番30号、株式会社サイバーレコード、工場用地、9,183万8,400円。

4段目です。

土地、阿蘇郡西原村大字鳥子字鳥越690番1、6,455.69㎡、福岡県福岡市博

多区東比恵1丁目4番10号、リックス株式会社、工場用地、9,683万5,350円。  
提案理由でございます。

鳥子地区新工業団地造成事業において造成を行いました用地について、今回、工場用地として土地を処分する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは別添の参考資料にて説明させていただきます。

鳥子地区新工業団地造成事業において造成を行います計6区画のうち、今回は計4区画の土地の処分となります。今回土地を処分いたします4区画については、来年2月中の引渡しを予定しております。

なお、区画1につきましては現在工事中であるため、工事完了後の令和8年度末の土地の引渡しを予定しております。

区画3につきましては、事前に内定した企業様と基本協定の締結を行っていましたが、申込時点における計画からの建築費の高騰や資金調達計画の進捗の遅延などの理由により、基本協定の締結解除の申入れがございましたので、村としてもやむを得ないものと判断いたしまして、協定の解除を承諾したものであります。

この区画3につきましては、近日中に再度公募による募集を行い、企業を決定していきたいと考えております。

参考資料といたしまして、今回、土地の処分を行うそれぞれの区画における土地売買仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、山下議員。

○1番議員（山下圭介君）1番、山下です。

今回の誘致企業について、自分なりにできる範囲で情報を収集しリサーチを行ってまいりましたが、個人の調査では限界があると感じております。

そこで、行政として誘致判断に当たっては調査機関、金融機関の分析を参考にされたのか、

---

---

---

---

---

心配な点はないか、説明をお願いします。

○議長（西口義充君）暫時休憩します。

（午前11時09分）

（午前11時51分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

説明は終わっておりますので質疑に入らせていただきます。質疑ございませんか。（発言の声）1番、山下議員に対しての答弁を、村長の答弁でしょう。

村長。

○村長（吉井 誠君）山下議員のご質問にお答えをいたします。

まず、企業の選定はどのように行ったかという点について、西原村工業団地用地譲受人選考委員会設置規程に基づき行っております。委員長は副村長、副委員長は総務課長とし、委員を関係各課として委員会を開催しております。

審査につきましては、熊本県の工業団地で用いられております審査の考え方を準用し、事業の健全性であったり地域への貢献を総合的に判断できるよう基準を整えて審査を行っております。

具体的な方法につきましては、申込書に記載されている事項について、事業能力の有無や事業計画、生産性、生産体制、地域からの人材創出や雇用、地域連携などの項目においてそれぞれの目線で評価し、その評価を点数化し、合計100点満点での審査を行い、点数が上位のものから決定しております。

なお、事業能力等の審査については、計画書記載内容のほか、調査会社の企業情報及び金融機関等からの情報も提供していただき、今回の審査の参考としております。

また、今回申込みに際して、希望される区画を第1希望から第3希望までを伺っておりまして、第1希望区画を先に決定し、空いた区画を第2希望地以下に割り振って、1つを除いて決定しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

6番、坂本議員。

○6番議員（坂本隆文君）6番、坂本です。

今回、4社の会社が来ますけれども、やはり私も気になるのは、一番多く設備投資を出されております株式会社建大さんでございます。

吉井村長にぜひお答えをお願いします。本当に信頼できる会社なのか、どういうふうに信頼されているのか、お願いいたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）当企業につきましては、1期工事からTSMCの菊陽町に立地していますJASMとの直接の契約があっておりまして、世界的な半

導体メーカーと直接契約をされている会社であるということで、国際社会においても評価されている、信頼されている会社ということだと判断をしています。

また、近隣の天津町には営業所、阿蘇市には現に工場を有しておられ、既に100人程度の雇用がされているということで、そのほとんどが日本人であります。

また、調査会社等による調査結果であつたり金融機関からの評価も高く、今回の進出を機にさらにグローバルに成長する可能性のある企業であるということを確認しております。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）山下です。

今回の企業誘致に関しましては、遡ってみますと元日置村長のとき県のほうから要請があつております。広さはどれだけでもいいから県のほうから工業団地をぜひ造ってほしいというふうなことがありまして、私はそのとき議長をしておりましたから元村長のほうから私のほうに相談がありました。

そして、それから造成中でもありますけれども、今から3年半前、国と県のほうに私と副議長で企業誘致につきましては要望書を出しております。その中で県のほうから、じゃ上京してきなさいということで私と副村長が行つて、企業誘致係の人と十二分に話して、上場企業あるいは信頼される企業を私たちの西原村に、工業団地を造っておりますからぜひ誘致をしてくださいとお願いしております。そういうところも今回の企業誘致に関しては反映されておりますか、村長。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）国には直接は確認していませんけれども、常に県とか金融機関等とかの情報はいいただきながら進めているところでございます。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

5番、堀田議員。

○5番議員（堀田直孝君）5番、堀田です。

企業というのは非常に大事なことで、私も当初の工業団地の税金を徴収させていただいていたわけですがけれども、ここはいいからといってずっと続けている企業があるかということ、実際見てみてください。ずっと残っておる企業が何社あるか。ないところもあります。途中で倒産、そして結局税金は滞納のまま倒産されたとかというところがいっぱいあります。

今回懸念されるのが、私が持つておる資料で、法人登記を私、取つてみた

んです。そうしたところが、一番大きく600億円投資されるというところ、600億円ぐらいだったんですかね、最高の企業。その資本金が2,000万円。ちょっと大きい企業という割には少ないのかなと。そして、一番下の企業のところは5億円ぐらいの資本金がありますよね。2,000万円の資本金の企業に600億円投資、銀行ができたのかなという不安があります。

それと、あと一つ、法人登記の中には目的がいろいろ書いてあります。今回工業団地ですよね、工場または製造。1か所だけ、5番に来られるところをちょっと見てみると、ECサイト運用代行業業、ウェブコンサルティング事業、インターネットメディア事業、広告代理事業、ECサイト作成、情報処理、コンピューターソフト、いろいろ32項目の事業内容を書いてありますが、そこに製造らしき、工場らしき目的がないんですね。なぜそういう企業さんを選定されたか。

ですから、先ほどの選定の中に、向こうから言う内容だけじゃなくて、じゃこちらから何を調べたのか。当然私が持っている法人登記は持っておられると思いますけれども、TSR資料とか、やはりこちらはこちらで相手が言っているのが本当か本当じゃないかというのをそういう信用情報で調べると思いますけれども、それはどこで信用情報を調べられたのか。先ほどの質問とちょっとダブりますけれども、今、回答をされなかったところですね。そこ今、資金調達、本当にできるのか。

今、物価高騰で、ここで承認しても、3番の予定地も最初はおった。理由が物価高騰とかそういうので資金調達ができなくなった。じゃ、ほかの企業もその可能性があるじゃないですか、今後。そこが十分信用できるかできないかというのが示されんと、私たちはなかなか納得できないというところでございます。いかがでしょうか。

○議長（西口義充君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 堀田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、事業費については、今回発表しました全区画の事業費は発表していただきますけれども、個別の投資額等は発表しておりません。

それから、今回の事業資金等の調達についても、議員さん方にはある程度説明をしていると認識しております。一番大きいところでは、今回事業における資金計画ということで、現在の計画は、それぞれの金融機関からの融資のほかにファンドによる資金調達を検討されているということで伺っているということも事前に説明をさせております。

また、このファンドについては大手金融機関のほか熊本の地方銀行も参加を検討されており、資金調達についてはめどが立っているということで伺っているということも事前に説明をさせていただいております。

それから、もう一つのご質問にありましたECサイトなんですけれども、これに関しましても、国の中小企業成長加速化補助金を使って今回工場建設に当たられるということも、議員さんの説明会の中で説明をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

私は、この議案に対して反対の立場です。反対討論を行います。

私は、第2鳥子工業団地に企業が立地するのは大賛成です。工業団地が2022年より始まり、まず用地をご提供いただいた方に感謝を申し上げたいというふうに思っております。測量設計が終わり、この工事に携わられた村内の建設業の方々も大変ご苦労だったというふうに思っております。

私は、工業団地立地予定の企業もよい企業ばかりだというふうに思っております。ただ、私が思うのに、議員に対して正式な公表が12月9日でした。マスコミ発表が11日、新聞掲載が12日、なぜこんなに急ぐんですかという思いです。まだ議会の承認も正式に出ていないじゃないですか。まずは、私は、地元鳥子地区の方々に、おかげさまでこんな立派な企業が内定しましたと説明会を開催するのが一番じゃないかなというふうに思っております。

村長は全ての企業を訪問されたかもしれませんが、村長が知り得た企業の情報を自分の言葉で伝えることですよ。どんな企業でどんな仕事の内容なのか、また、村から雇用が何人あるのか、企業が立地することにより税収がどのくらい増えるのか、また、村への波及効果がどうなのか、村長は周辺の交通渋滞対策にも取り組みたいと言われた。こういうことを踏まえて将来のビジョンを鳥子地区の人や村民に訴えかけることですよ、まずは。

企業立地に関しては県の後押しもあったでしょう。ひょっとしたら国会議員のお墨つきもあったかもしれませんが、それは分かりません。しかし、何か不都合なことがもし発生したら誰が責任を取りますか。決定した村長なり承認した私たち議会ですよ。だから、急ぎ過ぎたら駄目ですよ、村長。

この工業団地立地企業の件で、役場の若い職員何人かと話す機会がありました。誰一人、企業のことを知りませんでした。役場職員に伝えましたか。私は6月の一般質問の中で、役場職員は、村長、あなたの家族じゃないですかと、大事にしてくださいと言いました。村長の土地じゃない、村の大切な土地ですよ。これを売買するのに役場職員、家族には伝えないんですか。全

て順番が逆です。

この工業団地には、既に用地代2億3,500万円、補償費5,600万円、測量費1億1,500万円、工事請負費11億円、その他もろもろに15億8,000万円が投じられています。膨大な村の予算、未来への投資です。

私は、昭和58年頃だったでしょうか、最初の鳥子工業団地が始まりました。その当時、私は鳥子工業団地担当の企画課に勤務していました。県の土地開発公社と一緒に随分用地交渉に苦労しました。当時、もう亡くなられた山本村長でした。企業立地が決まり、その当時、役場職員を大会議室に全部集められた。その中で山本村長は、関係各位に感謝しても感謝し切れないと、今思い出すと涙ぐんで話をされました。今回のようにばたばたはされませんでした。村長は3年前に「聞く力、村民の声を村政へ」と言っていたじゃないですか。

もう一つの反対の理由は、私の支援者の方々に私は100人以上話を聞きました。分からないことが多過ぎると、不安があると、疑念があるという声が寄せられました。私も、「皆様の声を村政へ」と、このキャッチフレーズで村議に当選しました。私に届いた声の民意です。こういう理由で反対です。

これから第2弾、第3弾とまた財産の処分はあるでしょう。村民の方々が半数以上賛成すれば私も賛成します。

以上で私の反対討論といたします。

○議長（西口義充君）ほかに。

8番、山下議員。

○8番議員（山下一義君）私は、地元として賛成討論いたします。

今、松浦議員が申されましたように、鳥子地区の地権者の方、それは涙をのんで先祖からの大事な土地を安値で譲っておられます。なぜかといいますと、今、総合体育館、これは反当600万円、私たちのところは1等地で200万円ですよ。それだけ安かったんです。それで、この安値でありますから、工業団地に譲った単価が1万5,000円ですよ。それだけ大津町、益城町、菊陽町とありますけれども、幾らと思えますか。7万円、8万円、12万円です。それを鳥子の方たちは1万2,000円で今売却されておりますけれども、それは、やはり地元の方々が涙をのんで安く提供したからなんです。

今、これまでの固定資産税を調べました。土地で今までの税収が6万円です。これでこれだけの工業団地が設備されて、工業団地がうまくなれば400万円ですよ、固定資産税だけで。それだけの土地が今動こうとしておるんです。

この波及効果としましても、昨日、村長のほうに私一般質問させていただきましてけれども、200名の雇用が見込まれる。それから税収も3億円。3億円ですよ。これが見込まれるという村長のほうから予定の額が示されました。

どれだけ税収が村に上がってくるのか。そこのところを地元として私たちもこの土地が有効活用されることを大変喜んでおります。

ですから、車は大変それは多くなるかもしれません。その代わり、車が多くなるほどやはりコンビニあるいは喫茶店、そういうところも鳥子地区には今後、波及効果として出ることを私は期待しております。

ですから、地元が土地を手放された気持ちも皆さんよく分かって、そういうところを加味しながら今回の企業誘致についてはしっかり考えていただいて、ぜひ賛成を私はいただきたいと考えます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに討論ございますか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第74号、財産の処分について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（西口義充君）起立多数であります。

よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

これより暫時休憩します。

（午後 0時15分）

（午後 1時30分）

○議長（西口義充君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの議案第74号の議案の中で、山下圭介議員の発言の中で国籍に関することについては不穏と認めますので、発言の取消しを命じます。いいですか。（発言の声）一部です。（「議長権限で」の声）はい。もう議長権限で、一応確認を取りましたので。

会議を再開します。

日程第12、議案第75号、物品購入契約の締結について（庁内執務用備品購入事業）を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第75号についてご説明いたします。

ファイルのほうをお願いいたします。

議案第75号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及

び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、契約の目的、庁舎執務用備品購入事業。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、878万1,850円（税抜額798万3,500円）。
- 4、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市南区馬渡2丁目16-8、会社名、株式会社文尚堂熊本南オフィス、代表者、代表取締役岩本泰一。

物品購入の概要についてご説明いたします。

今年度実施の西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期）に合わせ、破損及び老朽化している庁舎1階フロアと2階フロアにある職員事務机、椅子、キャビネット等の更新を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第75号、物品購入契約の締結について（庁内執務用備品購入事業）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第76号、工事請負変更契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期））を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第76号についてご説明いたします。

ファイルをお願いいたします。

議案第76号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、総財工第1号、西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期）。

2、変更前契約金額1億281万7,000円（税抜額9,347万円）。変更後契約金額1億2,022万3,027円（税抜額1億929万3,661円）。1,740万6,027円の増となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池市泗水町亀尾3588、会社名、株式会社吉安建設、代表者、代表取締役吉安孝章。

今回の工事の変更理由としましては、当初計画になかった工事への変更と、そのことによる物品購入が発生したためでございます。

変更内容の主要な部分についてご説明いたします。

まず、2階会議棟の当初トイレ洋式を行うところでございましたが、より多様なニーズに対応可能となるよう多目的トイレへの変更工事を行います。

次に、当初計画になかった各課フロア前の案内用サインを新しく設置することといたします。これは、来庁者の方々が各窓口を利用するに当たり、より分かりやすくするための変更工事でございます。

次に、窓口業務スペースにおいて照明の照度が不足している箇所において、明るさの改善を図ることを目的として照明器具を追加する変更工事を行います。以上でございます。

参考資料としまして、次のページに公共工事請負変更仮契約書を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（西口義充君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）3番、松浦です。

変更内容については理解をいたしました。

村長が総合窓口の話はずっと以前から何回もしていましたが、村長が今の頭の中にある1階での総合窓口、どういうスタイルにされるのか、お願いたします。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

総合窓口ということで、いろんな町村を職員に見に行っていて、一番簡単に申しますと、住民さんが来庁されました。窓口に来られて、そこで基本的には終えるような窓口にしたいというふうに思っております。

例えば、転入等で来られました。これまでは戸籍のほうで手続をした後、

保険の手続であったりとか、お子さんがおられれば保育園とか小学校、中学校の転入とかそういう手続を各課たらい回しというか、各課に行っていたいで手続をしていただいていたんですけれども、基本的には職員が1階に下りてきて、住民さんがもうあっちゃこっちゃ移動しなくていいようにというふうな気持ちで総合窓口というふうに話をしています。

また、最近は若い世代の方向けに、これはすぐにはちょっとできないんですけれども、タブレットとかで操作をして住民票が出たりとか、もちろん住基カードであったりマイナンバーカードが必要とは思いますが、無人で窓口ができないかというのを目指してやっております。

いずれにしても、すぐに満足いく窓口ができるかという、そこら辺は職員とも話をしながら柔軟に対応していきたいというふうに思っております。常々職員には、自分たちが便利になるんじゃないくて、住民さんがなるべく簡素に終われるように考えてくださいということで話をし、今、若い世代も混じっていただいているところがございます。以上です。

○議長（西口義充君）3番、松浦議員。

○3番議員（松浦哲也君）今答弁をいただきましたけれども、私が思うには、総合窓口、いろいろ市町村にも行きますけれども、本来の総合窓口って例えば職員が1人いて、お客様がいらっしゃいます。そのときに、私はまずは満面の笑顔が一番じゃないかなというふうに思うんですよ。総合窓口であまり欲張り過ぎて、あまりそこで私はしたらいかんというふうに、私はその考えです。例えば戸籍のことで来られましたと。戸籍はすぐ隣でやっていますと言ってそこでちょっと案内するとか、それが本当じゃないかなと思っています。

そして、時々吉井村長が今日は1日俺が窓口をすとかいう、そういうのもあっていいんじゃないかなと。そんな思いでいろんなことを考えていただいて、住民にとって何が優しいのかと。私は、一番は満面の笑顔だと思っています。以上です。

○議長（西口義充君）村長。

○村長（吉井 誠君）私ももう本当に同感でありまして、最初は、もしかしたら死亡届とか出される方もおられますので、現場に聞いてみますとなかなかそうはいかないんですよという話もありますけれども、できるだけ愛想よく住民さんに対応するように、役場の全庁的な住民対応のやり方とかのスキルアップの勉強とかも総合窓口をつくる上での準備だと思いますので、力を入れていきたいというふうに思っております。

あとは、例えば窓口で納付書とかいろんなやつはちょっとスキルがあるか

とは思うんですけれども、水道課は別の棟に移動して出すんじゃないくて、もうその場で出せるようなところを目指してやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西口義充君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（西口義充君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（西口義充君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第76号、工事請負変更契約の締結について（西原村役場庁舎改修工事（Ⅱ期））を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（西口義充君）全員起立であります。

よって、議案第76号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第77号、工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その2））、日程第15、議案第78号、工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地排水路整備工事）、日程第16、議案第79号、工事請負変更契約の締結について（鳥子地区新工業団地4・5・6工区造成工事）を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を総合政策課長に求めます。

（総合政策課長 堀田和也君 登壇 説明）

○総合政策課長（堀田和也君）議案第77号から議案第79号、以上3件につきましては全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文中でございますので、以下については一括して契約の内容を説明させていただきます。

まず、議案第77号を説明いたします。

議案第77号のファイルをよろしくお願ひします。

議案第77号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、西公団第6号、鳥子地区新工業団地調整池整備工事（その2）。

2、変更前契約金額2億3,210万円（税抜額2億1,100万円）。変更後契約金額2億3,047万900円（税抜額2億951万9,000円）。162万9,100円の減額となっております。

3、契約の相手方、日置工業株式会社ほか1社特定建設工事共同企業体、代表者、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役日置通也、構成員、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子1204番地1、会社名、株式会社山西建設、代表者、代表取締役日置達也。

主な工事の変更の概要といたしましては、発注後に工期短縮の観点から調整池本体の一部の工法を見直したことで、土砂掘削及び運搬について隣接の1工区造成工事において分割して施工することとしたことによる数量の変更などが主な変更の理由でございます。

次のページに参考資料として公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第78号をご説明いたします。

議案第78号のファイルをよろしく申し上げます。

1、契約の目的、西公団第7号、鳥子地区新工業団地排水路整備工事。

2、契約金額1億2,540万円（税抜額1億1,400万円）。変更後契約金額1億4,190万2,200円（税抜額1億2,900万2,000円）。1,650万2,200円の増額となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1262番地1、会社名、株式会社高橋工業、代表者、代表取締役高橋富美江。

主な工事の変更の概要につきましては、各造成地からの排水を今回整備した排水路へ接続するための側溝の追加と、今回新設した排水路の南側ののり面について、想定よりも土質状況が思わしくなかったため、植生及びモルタル吹きつけによるのり面保護工を追加したことによる数量の変更などが主な変更の理由でございます。

次のページに参考資料として公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第79号をご説明いたします。

議案第79号のファイルをよろしく申し上げます。

1、契約の目的、西公団第9号、鳥子地区新工業団地4・5・6工区造成工事。

2、契約金額5,226万1,000円（税抜額4,751万円）。変更後契約金額5,531

万4,600円(税抜額5,028万6,000円)。305万3,600円の増額となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役藤川俊光。

主な工事の変更の概要につきましては、盛土材については当初調整池の掘削土を流用して使用することとしていましたが、その土砂の含水比が高く、そのままの状態では盛土材として使用することが不適であったため、配合試験結果に基づき適正な盛土材として使用するために、追加で石灰による土質改良の数量変更などが主な変更の理由でございます。

次のページに参考資料として公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(西口義充君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。

議案第77号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第77号、工事請負変更契約の締結について(鳥子地区新工業団地調整池整備工事(その2))を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(西口義充君) 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第78号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第78号、工事請負変更契約の締結について(鳥子地区新工業団地排水路整備工事)を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(西口義充君) 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第79号について討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第79号、工事請負変更契約の締結について(鳥子地区新工業団地4・5・6工区造成工事)を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(西口義充君) 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案どおり可決されました。

日程第17、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきましては、総務課長に説明を求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 諮問第1号についてご説明いたします。

ファイルのほうをよろしく願います。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、高橋明德。生年月日、昭和33年12月23日。住所、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子654番地7。備考、再任。

提案理由でございます。

人権擁護委員高橋明德氏が令和8年3月31日に任期満了となるため、再度再任いたしたく意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。

よろしく願います。

○議長(西口義充君) ただいま総務課長からの説明が終わりましたが、執行部に何かお尋ねはありませんか。

(「なし」の声)

○議長(西口義充君) お尋ねがないようですから、お諮りします。

本件は、高橋明德氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ

では、高橋明德氏を適任とすることに決定します。

日程第18、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきましては、総務課長に説明を求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 諮問第2号についてご説明いたします。

説明の前に、ファイルの2ページをお開きいただきたいと思います。

その中に修正が2か所ございますので、よろしくお願ひします。

職歴等のところの3つ目、令和3年4月のところです。鹿島町立鹿島東小学校、この鹿島の「鹿」のほうが誤っております。正確には上益城郡嘉島町の「嘉島」の文字でございますので、嘉島町立、読み方はそのままですけれども漢字の字の誤りでございますので、訂正方をよろしくお願ひいたします。失礼いたしました。

それでは、説明をしたいと思ひます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年12月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、中村治。生年月日、昭和35年5月13日。住所、熊本県阿蘇郡西原村大字河原787番地。備考、新任。

提案理由でございます。

人権擁護委員西山春作氏が令和8年3月31日に任期満了となるため、新たに中村治氏を選任いたしたく意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。よろしくお願ひいたします。

○議長(西口義充君) ただいま総務課長からの説明が終わりましたが、執行部に何かお尋ねはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(西口義充君) お尋ねがないようですから、お諮りします。

本件は、中村治氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、中村治氏を適任とすることに決定します。

日程第19、発議第8号、西原村議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、尾崎幸穂君に求めます。

(4番議員 尾崎幸穂君 登壇 説明)

○4番議員(尾崎幸穂君) タブレットに提示の発議第8号をご覧ください。

発議第8号、令和7年12月19日、西原村議会議長、西口義充様。

提出者、西原村議会議員、尾崎幸穂。

賛成者、西原村議会議員、桂悦朗。

賛成者、西原村議会議員、中西義信。

西原村議会ハラスメント防止条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

提出の理由。

議員の倫理意識の向上により村民から信頼される議会を目指すため、議員間または議員と職員等との間におけるハラスメントの防止に関する措置を講ずるものである。これが、議案を提出する理由である。

以上で説明を終わります。

○議長(西口義充君) ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(西口義充君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に戻ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(西口義充君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第8号、西原村議会ハラスメント防止条例について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(西口義充君) 全員起立であります。

よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

日程第20、発議第9号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレットに提示のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。

よって、発議第9号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

は、タブレットに提示のとおり派遣することに決定しました。

日程第21、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

9番、桂議員。

(総務福祉常任委員長 桂 悦朗君 登壇 報告)

○総務福祉常任委員会委員長(桂 悦朗君) 9番議員、桂です。

総務福祉常任委員会から報告をいたします。

令和7年10月31日に、にしはら保育園視察及び意見交換を行いました。

議題としましては、待機児童の現状及び問題点、それににしはら保育園の老朽化問題、また、村立保育園のあり方検討委員会が設置されましたので、その件について意見交換を行いました。

まず、待機児童の現状及び問題点を園長より報告がありました。

現在152名の園児を受け入れているが、最近、未満児の入園希望者が増えてきているため人手不足に直面しているというお話でございました。未満児増加の要因としましては、企業の人手不足によりお母さんたちが1年間の育児休暇が取りづらくなっていること、また、最近の物価高により財政的な問題も出てきており、早期復帰の時期が早まってきているということが要因であるということでした。

保育園の対応としましては、今年度は職員6名を採用し、現在42名体制で運営しております。そして、配置基準がありますので、0歳児は園児3名に対し1人の保育士、また1、2歳児に対しましては6人の園児に対して1人の保育士となっておりますので、0歳児や支援を必要とする園児も増えてきているため、本年度は保育士を6名採用しているが、今後も職員の確保は問題になってくると思いますということでした。

また、現在0歳児は14名ですが、ひよこ組に10名、それと4名は月齢を見て1、2歳組に入れていきますよということでした。また、10月末で待機児童は2名でした。でも後半が、11月から来年3月までに0歳児7名が入園希望をされているので、待機児童は少し出るのじゃないかなという状況であります。しかし現在、待機児童が出ないように保育園としましては保護者と面談をして、今調整中だそうです。

来年の0歳児への入園申込みは17名おられるということをお聞きしました。少子化が進めば子どもは減少するんですが、今後は、西原村には若い世代の移住者が増えてきているので、ひょっとしたら子どもが増えるんじゃないかなと。また、待機児童が出ないように今後調整していかなくちゃならないのかなという話が出ました。

次に、保育園の老朽化についてです。

にしはら保育園は、設立後23年が経過しているし、また木造建築のため屋根、壁、そして園庭側の廊下、遊戯室の西側通路は色あせ、傷みがあり老朽化が進んでいるというのも、私たちも見まして、かなり傷んできているのかなということを感じました。

また、園庭側廊下の雨の降り込みと強風による砂の問題につきまして対応はできないかというお話がありました。この問題につきましては、当初、私も20年近く前にこの話がありまして、腰壁で対応はできないかという話がありましたけれども、消防法上では問題があるということで今のビニールカーテンで対応しているところではありますが、今、この件については、保育士の人たちも朝早く出てきて、台風の後とかそういうときはかなり大変な状況であるということで、どうして消防法上いけないのかということでは言われたので、ここらあたりは委員会でも話をしながらまた検討していきたいと、そして執行部と話をできればというふうに思っております。

次に、プールの劣化です。

クラック等があるので補修をしながら今使っていますよということで、使っていないときはシートをしているんですが、シートカバーが薄いので破れたりしたので、どうにかならないかという話がありました。それと、熱中症対策として遮光ネットをしているが、強風等で破れたり剥がれたりするので何らかの対策ができないかという意見が出ましたので、そこらあたりも委員会で話をしながら執行部のほうに提案できればというふうに思っております。

3番目に、村立保育園のあり方検討委員会の設置について、これについて園長より、職員に対しては2週間に1回の昼のミーティングのとき、そういう話はしていますよということでした。また、にしはら保育園は公立で、また私立ではできないことがあるというふうに思いますという意見がありました。私立保育園では、ある程度人数が確保できたらここまでと締め切ることができるんですが、にしはら保育園では、申込みがあればできる限り保護者と話し合いをしながら受け入れているという状況であるということです。また、0歳児や支援を必要とする園児も増えてきているが、民営化すると受け入れてもらえるのかなという心配がありますという意見もありました。

今後は、意見交換で保育園の職員の皆さんからの意見をまとめ、総務委員会では話し合いをしながら執行部のほうに提案をしていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(西口義充君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。  
ほかにご報告ございませんか。

(「なし」の声)

○議長(西口義充君) ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。  
日程第22、組合議会の報告を行います。  
組合議会委員から報告がございましたらお願いします。  
2番、加藤議員。

(2番議員 加藤博敏君 登壇 報告)

○2番議員(加藤博敏君) 組合議会報告を行います。

令和7年第1回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会臨時会が、令和7年11月10日15時より益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室で行われました。

議案及び審議の結果についてでございます。

まず、副議長選挙についてでございますが、堀田直孝西原村議会議員が選出されました。

次に、議案第4号、熊本県市総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、全員賛成で可決されました。

そして、議案第5号、財産の取得についてでございます。

新車のミニショベル1台を869万円で随意契約により取得することについてでございます。これは、今現在益城、嘉島、西原のごみはこの施設に集められておりますけれども、それをまとめて熊本市東部環境工場に運んでおります。そのときのごみを積み込むための爪がついているショベルでございます。これにつきましても全員賛成で可決されました。

以上、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合臨時会の報告を終わります。

○議長(西口義充君) ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(西口義充君) お尋ねがないようですので、自席にお戻りください。  
ほかに報告ございませんか。

4番、尾崎議員。

(4番議員 尾崎幸穂君 登壇 報告)

○4番議員(尾崎幸穂君) 熊本県後期高齢者医療広域連合議会の報告を行います。

令和7年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、令和7年11月14日に熊本県市町村自治会館において開催されました。

報告いたします。

本議会では、まず議長選挙、副議長選挙が行われ、議長に熊本市議会議長、大石浩文議員、副議長に玉東町議会議長の松尾純久議員が選出されました。

議第11号から議第20号まで議案が上程され、報告3件、同意1件と6件の議案が審議されました。

主な事項については、議第14号の令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出の決算認定、歳入総額3億1,234万2,650円、歳出総額2億8,968万3,963円、歳入歳出差引残高2,265万8,687円、議第15号の令和6年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定では、歳入総額3,223億6,750万3,985円、歳出総額3,147億4,032万5,967円、歳入歳出差引残高76億2,717万8,017円でした。全ての議案におきまして、採決の結果、賛成多数で承認可決されました。

以上、熊本県後期高齢者医療広域連合組合定例会の報告を終わります。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）お尋ねがないようですので、自席にお戻りください。

ほかに報告ございませんか。

7番、中西議員。

（7番議員 中西義信君 登壇 説明）

○7番議員（中西義信君）7番、中西です。

阿蘇広域行政事務組合の議会報告を行います。

去る10月23日に阿蘇広域行政事務組合の定例会がございまして、本総務から担当議員の西口議長、尾崎議員と私の3人で参加しまして、メインは令和6年度の事務組合一般会計、特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘、養護老人ホーム湯の里荘の歳入歳出決算の認定とそれぞれの令和7年度の補正予算と公用車の交通事故に関する額の決定及び和解と一般質問を2名の方がされまして、審議の結果、全て可決認定されました。

まず、一般会計歳入総額が30億190万6,817円、歳出総額が29億726万5,586円で差引き11万1,800円、特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘が3億870万7,650円、歳出総額が3億778万7,225円で差引き92万425円、養護老人ホーム湯の里荘が1億8,199万6,774円、歳出総額が1億7,411万5,377円で、差引き788万1,397円となりました。その中で本村の支出分でございますが、一般会計において一般管理費、介護保険対策費、障害支援対策負担金、環境総務負担金、そしてし尿処理負担金と合わせて5,023万1,000円、養護老人ホーム湯の里荘分が社会福祉施設負担金、社会福祉措置費負担金合わせて3,206万4,502円の

合計8,229万5,502円となりました。また、湯の里荘には現在5名の方が本村から入居されています。

また、特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘は、独立採算制ですので負担はございませんけれども、何しろ施設の老朽化が激しいので早急な対策が必要です。

以上で報告を終わります。

○議長（西口義充君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）お尋ねがないようですので、自席にお戻りください。

ほかに報告はございませんか。

（「なし」の声）

○議長（西口義充君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第23、委員会の閉会中の継続調査申出についてです。

タブレットに提示のとおり、各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長尾崎幸徳君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については、タブレットに提示のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長にご委任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（西口義充君）異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字の整理、訂正は議長に委任することと決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第8条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(西口義充君) 異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和7年第4回西原村議会定例会を閉会します。

午後 2時25分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 西 口 義 充

5 番議員 堀 田 直 孝

6 番議員 坂 本 隆 文